

## 第 8 回札幌市子どもの権利条例制定検討委員会

日時：平成17年11月19日午後 6 時00分

場所：S T V北 2 条ビル 7 階 5 号会議室

委員長

今日はいよいよ中間答申の叩き台がやっと目鼻が付いてきております。これまで前回の検討委員会を踏まえて何回か正副部会長会議を開きまして、お手元の中間答申一次案というのが何とか形になりましたので、これを今日検討したいのであります。それでやり方といたしましては、本当は1日、2日前にこれが皆様方のお手元に行って、読んできていただいて今日があるというのが一番よかったんですけども、ちょっと準備の都合でそれは出来ませんでした。それで今日はその責任も若干感じまして、事務方が全部読みます。それをお聞きになりながら黙読すると、頭の中がグチャグチャになりますので読んでいただきます。それで文章をなぞりながらみんなでチェックしたいと思います。それでチェックのポイントは言葉遣い、それから統計の数字の扱い、いろいろあると思うんですけどもその都度お気づきになった所を言っていたくということにしたいと思います。それでページ数がそれなりになっておりますので、早速読み上げます。途中で休憩を入れますからご安心ください。これまで市民の方々から何か意見書なりそういうものがくるかなと思っていたんですけども、今のところ正式にといえますかまとまってきたのが校長会からのご意見で、前々回皆さまにお配りしたと思いますけれども、それが来ているというのが1本あるだけです。これなんか我々なりに咀嚼いたしまして、特に第1章とか第4章、第3章かな、最後の方に盛り込ませていただきましたので、その辺を意識しながらよろしく願いいたします。今日はどなたが読んでいただけるのでしょうか。一番声に自信のあるという方が読ませていただくということでございます。では早速第1章、『なぜいま「子どもの権利条例」なのか』という総論の部分ですね、こちらあたりからまいりましょう。

事務局(係長)

それでは読ませていただきます。ちょっと風邪気味ですので、お聞き苦しい所があるかと思えますけども、黙読も合わせてご覧いただければと思います。

『1 子どもの権利を論ずることの意義 「子どもの権利」という言葉を耳にすると眉をひそめる大人たちが少なからずいます。「これ以上子どもたちに権利を与えるとわがままになって困る」という声も聞こえてきますし、子どもが重大犯罪を起こすたびに「厳しく事の善悪を上から教え込まなければダメだ。」「心の教育が必要なのだ」と声高に言われたりします。しかし、児童虐待・いじめ・体罰・不登校など、子どもが加害者になるよりは、被害者となって苦しんでいるケースのほうが圧倒的に多く、どうひいき目に見て

も子どもたちが、毎日を「安心して、自信を持って、自由に」生きているようには見えないのです。大人のみなさんは、自分たちの子ども時代と比べて、今の子どもが本当に幸せだと心から思うことができますか。人権思想の歴史の中で、「すべての人間」の権利というとき、その人間の中に子どもは含まれてはいませんでした。子どもの権利という考え方が歴史に登場するのは20世紀になってからのことです。そして、これが一つの体系的な概念として国際的に承認され、法的な厳密さをもって確立されるのは、1989年11月20日の国連総会第44回期において「子どもの権利条約」が採択されて以降のことなのです。日本がこの条約を批准したのは、4年半後の1994年5月22日で、世界の中で158番目でした。』

ずっと続けて読んでよろしいですか、それともある程度区切りましょうか。

委員長

1のところだけはずっと読んで下さい。

事務局(係長)

『(1)子どもの権利条約が大切にしていること 子どもの権利条約は、子どもの「人格の完全にして調和のとれた発達」のために「子どもの権利」が、子どもを取り巻くあらゆる場で実現されることを求めた条約です。この条約の特徴は、子どもが単なる「保護」の対象ではなく、「権利の主体」として認められていることです。これまで大人は、子どものことを思うがあまり、逆に子どもの気持ちを尊重することなく、「これが子どもにとって最良のことなのだ」として押しつけてきたことが多かったように思います。しかし、子どもの権利条約が一番大切にしていることは、大人は、権利の主体である子どもと、その子の発達段階に応じたコミュニケーションを図り、その意思疎通や意見交換の中から子どもの「最善の利益」を実現していかなければならない、ということです。そのため、条約は、子どもに意見表明権(12条)を保障しました。これは、子どもたちに、自分に関係するすべての事柄について、大人に対して気持ちや意見を述べる権利を認めたものです。これからの大人は、子どもたちの気持ちや意見を聞く場を設け、出された意見に対しては誠実に回答していくことが求められます。

(2)子どもの権利の本質は何か 明治の人は英語の「R i g h t」を「権利」と訳しました。「権」は権力を、「利」は利己主義をイメージさせますが、英語の辞書を引くと「R i g h t」(名詞)の訳の最初には、「正義・公正・正しい行為」という言葉が並んでいます。そうなんです。「子どもの権利条例」にいう「権利」は、子どもにとって「正しいこと、当然なこと」という意味なのです。それは一体なんなのでしょう。子どもの本質は、当たり前のようなのですが、「やがて大人となる」ということです。子ども時代に充実した生活を送り発達していけばすばらしい大人になっていく可能性が誰にでもあります。そこに私たちは未来への希望を託しているといってもよいでしょう。私たちは、この「成長・発達する権利」こそが子どもの権利の本質にほかな

らないと考える。そして、それを支えるのが「意見表明権」なのです。子どもは、充実した子ども期を経ることにより、初めて人権感覚の豊かな大人になることができます。そのためには、大人が子どもを無視することなく、「対等の立場で話を聴き、それに誠実に答える」ということの積み重ねによって、子ども自身が「自分は大切にされているのだ」という実感を持つことがとても大切なのです。子どもは、家族・学校・地域のあらゆる場面において、大人との関係性の中で生きています。大人が子どもの権利を認めるということの本質は「子どもの意見を聴いて、それに誠実に応答すること」ですが、これが試される最も重大な場面は、大人と子どもの意見が対立する場合です。意見表明権を保障した趣旨からすると、大人の意見と子どもの意見が一致しない場合には、大人の側に「何故、君たちの意見を受け入れることができないのか」をきちんと説明する義務があります。その説明ができない限り、大人の意見は子どもに対する押しつけになります。このように子どもの権利条約第12条の意見表明権は、子どもの本質につながる重要な権利であり、子どもは、自己に影響を及ぼす全ての事項について、それが決められる手続に参加して自分の意見を言うことができ、大人はそれを尊重しなければいけません。子どもの意見を聴きながら、子どもにとって「最善の利益」とは一体何なんだろう、と大人が考えなければならないのです。最後は、子どもの意見と違っていても、大人の責任で「子どもの最善の利益」を判断しなければならない場合もあります。このように、子どもの権利を認めるということは、「子どもの意見を聴いて、それに誠実に答える」、そしてその中から「子どもの最善の利益」を発見することなのであり、決して子どもの言いなりになることではないのです。

(3)「権利と義務」の神話 子どもの権利の本質が「成長発達する権利」であり、それを支えるのが、意見表明権ですが、子どもの権利条約は、それに加えて、大人を含む全ての人に保障される一般的な人権(たとえば「表現の自由」など)も網羅的に子どもに保障しています。ところがそれを認めると、「子どもたちが勝手気ままに振る舞うようになり、わがままを増長する」などと心配する声も聞かれます。また、「権利と義務は表裏一体である。権利を主張するなら義務をきちんと果たすべきだ」という主張をする大人もいます。果たして、義務を果たさなければ基本的人権は認められないものなのでしょうか。その場合の「義務」というのは一体何なのでしょう。先ほど、「権利」というのは、子どもにとって「正しいこと、当然のこと」であると説明しましたが、より詳しくいうと「子どもの権利は、子どもが一人前の人間として成長していくうえで必要不可欠なもの」ということになります。したがって、それは、何かの義務を果たすことを条件に認められるようなものではなく、人間が人間として生まれた以上、誰に対しても無条件で認められ

るものなのです。ところで、人間が一人無人島で生活するならいざ知らず、社会の中で生きていく限り、他人の権利との衝突が生じます。そこでは、どうしても他人の権利との調整が必要になります。この調整のルールがないと力の強い者の権利だけが実現され、弱者の権利は踏みにじられてしまいます。「調整ルール」の精神は、お互いの権利を尊重し合うことにほかなりません。問題は「調整ルール」としてどのような制約を互いに認め合うかということなのですが、これまで大人たちは、子どもたちの意見を聴いてその「制約」の合理性を検討することは少なかったように思います。多くの場合、子どもたちの意見を聴くことなく、一方的に「制約」を課し、大人たちはそれを「子どもたちの義務」と説明してきただけだったのではないのでしょうか。繰り返しますが、権利を主張するという事は、自分の意見を押し通すことではなく、お互いに権利を尊重し合うということなのです。この「お互いに尊重し合う」という言葉を噛みしめたいと思います。』

委員長           これが第1章の『子どもの権利を論ずることの意義』をまとめた所でございます。どうでしょうか、まずこの書き方についてお気付きになったり、ご意見がある方がおりましたら。正直言って私が書いたんですけどね、なかなか優しい言葉で書こうとしたつもりなんですけども、ダメですね。まだこなれておりませんね。こうやって聞いてみると。

C委員           どこということはないけれど、ちょっとくどいというか、全体のバランスからいうともうちょっと言葉を整理した方がいいのかなと。何だかしつこい、ちょっとくどいと思う表現があるような気がするんです。もうちょっと整理すればスキッとした言葉になるのかなと思ったものですから。言っていることはすごくいいと思うんです、中身は。

委員長           そうですね。同じ事を、前にも言っていることを言ったりしている部分があるなということは、ありますね。くどい部分を整理してもう少しスリムにという、これは心がけたいと思います。そのほかどうでしょうか。

D委員           これは単純なミスだと思うんですけども、1ページ目で『しかし』、2段落目というんですか、しかしが1字あけていない。その次の『大人のみなさん』も1字あけていませんよね。

委員長           頭1つということですか。

D委員           はい、すいません。次2ページ目に行きまして、1番上の『子どもに意見表明権(12条)』。これは「第」を、第12条ということで、それも入れた方がいいかなと思いました。それで『(2)子どもの権利の本質は何か』にまいりまして、『明治の人は』で始まる文の最後で、『そうなんです。』それでその次の行、『それは一体なんですか』。これは多分委員長の言葉遣いで。

委員長           だって『そうなんです』っていったら、必ず次書かなくても『そうなんです』よね。これは消しますね、これからも。

D委員           そして2ページ目の中段から下に入った所で『子どもの意見を聴いて、それに誠実に応答する』以下で、子どもと大人の意見が対立することを、場合分けされているんですけども、この場合分けというのは私は何となくわかるんですが、一般の人はこういう場合分けを聞いたときに、「場合」という言葉に違和感を持つかなと。「時」のほうがまだ聞こえがいいかなと。ディスティンクションされているんだと思うんですけども、ちょっと違和感があるのではないかなと思いました。以上です。

委員長           この「子どもの意見が対立する場合」を「時です」という方が。そうですね。とにかくもっと平易な言葉遣いを心がけるつもりではあります。それから今第12条の第を付けるとか、それから段落が変わったときに頭を1つへこますとか、これは統一する形で努めたいと思います。あとやはり言葉遣いもさることながら、考え方がおかしいんじゃないかとか。これは出てしまいますと、それはもちろん全体についての責任は私が負いますけれども、皆さん方がつくったということになりますので、いざというときにはやはり皆さん方にもそれ相応の責任を取っていただかなければいけませんので。

A副委員長       2ページと3ページで、2ページの上から10行目の所で「それは一体なんですか」と。これは投げかけているので、非常に特徴があると思うんですけども、相手も答えられないことに対して「何なんですか」ということを言うだけではないかなと。こちらではそういうことはあり得ないとキッパリと否定するという風には書かないで、「何なんですか」と書いた真意をもう少し表現して。

委員長           これは「そうなんです」と同じように消すんです。

A副委員長       それから3ページの上から8行目の『その場合の『義務』』というのは一体何なのですか」と。どちらもニュアンス的には同じ、逆にいうとこの文章の中で一番大事なことです、この箇所は。表現を少し変えているというか、もっと小気味よくさせれば。

委員長           だからここは消すのがいいですよ。

A副委員長       単純に消しちゃうと、今度は逃げた形になりますね。

委員長           そういうつもりではないのですが。はい、わかりました。権利、権利という嫌がる方の誤解の一番のところは、私は「お互いに尊重し合うという」、これが権利の心であるというあたりをわかっていたいただければ、子どもに権利ばかりというような人に対する一つのお答えになるのではないかなという感じがいたしました。ここの部分なんて校長会の先生方のご意見と似ても一致していて、そんな誤解はないのかなという感じがいたします。はい、それでは次にまいりましょう。条例をつくらなければならない必要性についてちょっとまとめてみましたので、お願いいたします。

事務局(係長)   『2  なぜ、条例をつくらなければならないのか  「子どもの権利条約」

があるにもかかわらず、わざわざ札幌市が「子どもの権利条例」をつくらなければならない必要性はあるのでしょうか。市長は、市議会の答弁で子どもの権利条例の必要性について次のように述べています。「今回、『国連子どもの権利委員会』が行った総括所見では、第1回目の勧告および提案を受けて、日本政府が取り組んだ子どもの権利を守るための立法措置や行政措置などについては、一定の評価を得たものの、相対的にはまだまだ『取り組みは十分ではない』と広範にわたる勧告を受けております。私は、国連子どもの権利委員会の勧告・提案を真摯に受け止めたいと思っております。しかし、『人権』『権利』という概念は、生活の中で具体的に捉えられない面があり、札幌市においても、子どもの権利観を享有する土台づくりがまだできていないと私は実感しているところです。子ども自治体は、現実に生活している子どもに向き合って仕事をしています。子どもの視点に立って、保障されるべき権利をかみ砕きながら現実生活に活かし、実現していく作業こそが、自治体に求められていることであると考えます。」国連子どもの権利委員会は、1998年の第1回日本政府報告の審査において、最終所見22で「本委員会は、極めて高い識字率に示されるように、貴国が教育を重視していることを留意するものの、条約の原則および規定...に照らし、高度に競争的な教育制度によるストレスにさらされ、かつその結果として余暇、身体的活動および休息を欠くに至っているため、子どもが発達障がい陥っていることを懸念する。本委員会は、さらに、不登校・登校拒否の数が看過できない数に上っていることを懸念する。」とし、所見43で「過度なストレスおよび不登校・登校拒否を防止し、かつ、それと闘うための適切な措置をとるよう貴国に勧告する。」と表明したことは有名な事実です。ところが、2004年1月28日の第2回審査における最終所見でも、一層具体的で手厳しい懸念事項や勧告が出されているのです。「委員会は、締約国の第1回報告書の審査において示された懸念及び勧告のいくつかについては、立法及び政策を通じて取り組まれたことを留意する。しかし、勧告のうち特に差別、過度に競争的な学校制度、いじめを含む学校における暴力については、十分な対応がなされなかった。委員会は、それらの懸念と勧告を本文書においても、再度繰り返すことを留意する。」札幌の子どもたちは、北海道の大自然の中でのびのびと暮らしているように見えますが、「第2章 札幌の子どもたち」で分析されているように、様々な権利侵害の中で苦悩している実態があり、私たちは、市民や子どもたちとの懇談会や出向き調査およびアンケートの結果からみて、札幌の子どもたちの人権状況は基本的に、国連の子どもの権利委員会が日本の子どもたちについて語った懸念と同じだとの認識を深くもちました。日本の政府は、批准当時、「条約締結によって、わが国が負うことになる義務は既存の国内法令で実施可能であり、現行法令の改正を含め新たな国内立法措置は必要では

なく、また、新たな予算措置も不要である。」と言っていたことに象徴されるように、子どもの権利条約に対する基本認識と姿勢はきわめて消極的です。日本政府が、子どもの権利条約の理念の現実化へ向けて国内法の整備をやるうとしないのであれば、せめて私たちは、札幌に住む子どもたちのために、地方自治体の自主法である「条例」によって条約の理念を現実化する必要があります。そのための手段が「条例制定」なのです。「憲章」・「宣言」・「要綱」・「計画」では、行政への法的拘束力はありませんが、「条例は」は、「法」ですから子どもの権利救済や意見表明・参加の仕組みをつくる根拠になりますし、市長が交代したり、行政部局の担当者が人事異動で代わったりしても子どもの権利を大切にしたい札幌市の子ども施策を守り、発展させることができるのです。その意味で、「条例」は、子どもの権利条約と札幌の子どもたちをつなぐ架け橋といってよいでしょう。そして、このような全国各地の「地方の力」によって、日本政府の子どもの権利に対する姿勢を変えていくことができるのではないかと思います。』

委員長           これが「どうして条例をつくるんですか」ということに対する答えのつもりであります。ダートと一つの文章にして番号もつけないで書かれているので読みにくいので、もっと段落ごとに(1)とか付けてみたいとは思いますが、いかがでしょうか。何か気になることがあれば、はい、どうぞ。

D委員           4ページ目の下から9行目の『アンケートの結果からみて、札幌の子どもたちの人権状況』って書かれていますけれども、ここで権利を使わず人権とあえて書かれている意図はあるんですか。

委員長           要するに子どもの人権という場合と、子どもの権利という言葉遣いがありますよね。この違いなんですけれども、私の認識では子どもの権利という場合はもっと積極的な意味合いで、権利があるからそれに基づいて何かをするという。子どもの人権という場合は大人にも認められているものが子どもにも認められているでしょという、そういう意味での人権であって、子どもの権利という大人にはなくて子ども特有の視点からの見方をした時に子どもの権利という使い方をしているんだろうなと認識しているわけですよ。それでそういう点からすると、ここを『札幌の子どもたちの権利状況は』としようかなとも思ったんですけども、『人権状況』でいいかなと。もうちょっと広い大人たちにも認められている、例えばいろんな人権も含めて一般的に人権状況が十分じゃないというつもりで使ってみたんですけどもね。多分子どもの人権という言い方と、子どもの権利という言い方をする場合にはそういう違いがあるんだろうなと思っているんですけど。どうでしょう、この所は『札幌の子どもたちの権利状況』というより『子どもの人権状況』と言った方が。子どもの権利状況でもいいかな？どうですかね？どうぞご意見。

E委員           委員長がそうやって説明してくれるとわかるんですが、逆に言うと説明し

ていただかないとなかなかスーッと落ちてこないというのが一般的かなという気がするんですよ。「子どもの人権」といった時と「子どもの権利」といった時はこういう違いがありますと説明されたから、僕は理解しているつもりなんですけれども。あえて子どもの人権状況といった時に、逆にいうと説明がないとわからないかな。であるならば子どもの権利状況の方がいいかなという気がちょっとしましたけれど。

委員長

そういう説明というのはここでしても。

F委員

この文脈からいうと人権という言葉がなくても。

委員長

『子どもたちの状況は』でもいいかな。

F委員

全体の文脈からいうと人権がなくてもかまわないんじゃないかなと。

委員長

そうか、無理に書き込もうとするといろいろと問題になるので、そういう時には削除すればいいですよ。さっきもそうですよね。『札幌の子どもたちの状況は』と、こうしましょうか。でもみなさん、多分ひょっとしたら「子どもの権利と子どもの人権の違いはあるんですか」みたいな質問を、「検討委員です」と言った時に聞かれる場合があるかと思しますので、その時に絶句してしまって「同じじゃないでしょうか」と言うよりは「ちょっと視点が違うのだ」みたいな方が何かいいんじゃないでしょうか。『子どもたちの状況は』でも

C委員

頭が悪いから。今の所だけど、今の人権状況ってありますよね。その次の行の所に『日本の子どもたちについて語った懸念と同じだとの認識を深くもちました』と書いてあるけど、これはこれでいいんだけども、そういう風になどの部分と違って2つか3つ例を挙げてやった方がもっと親切だろうなと思ったものですから。こんなものです、当然前のやつ見てきたらわかるべという言い方もあるかもしれないけども。

委員長

そうですね。

C委員

逆にさっきどいと言ったのに、今度は逆にもっと丁寧になってなんだけど。

委員長

これは確か、国連の所見というのはこれだけではなくて、もっとたくさんあって、その中でもこの部分が一番特徴的な、話題になった部分なんですけれども、そこに絞っているだけなんですけれども。そのほかのことは、所見22、所見43、これと同じだということを何か書いておいた方がいいですかね。

C委員

例えばの話、今過度の競争、教育でもいいし、あとは不登校とか、登校拒否とか、そういう事例をトントンと入れておけばもうちょっとわかるのかなと思ったものですから。これ、全て前の行、10行ぐらい全部含んでいるんだといえば、そうかもしれないけれど。1つか2つ事例があった方がもっと親切かなと思ったので。

委員長

そうですね。だから同じことを繰り返すのではなくて、これこれこれこれと委員会が語ったけれど同じだとか、それぐらい書けということでしょう。そ



れぐらいはくどくならない範囲で。

C委員           だから俺はこれを読んだ瞬間、事務局で全部等々なんだよと言われたのかなと思ったりもしたんだけど。そしたら何だったかなともう一回思って読み直すよりは、確かに3つ分くらいだったら、それでわかるんじゃないかなと。

委員長           今のご指摘に沿うようにちょっとページに加えてみたいと思います。じゃあ、一応今日のところはこれ、まだ最後12月9日の日が最終でございますので、今日みなさん初めてこれを手にされたので、あまりここばかりやっていると時間がなくなりますので、先に進みましょう。次に『条例づくりと子どもたち』という、これは結局I委員が書いてくれた部分なんですよね。これがどうつながるかという、例えばこういう風に書いてくれて、私の意識としては第3章の『条例の課題』の所の『どのような条例を目指すべきか』という所で(2)の条例検討子ども会議みたいのもつくるべきではないかというのを1項目入れました。これにI委員が書いてくれているような所は「もっと子どもの声を聞けよ」と。今までやってきたけど大して聞いてないんじゃないかという辛辣な、しかし正しい指摘を受けてつながっているという、私の中ではそう思っているわけでありませう。それよりこの部分はコラムの形でというか、囲みで、こういう形で載せたいと思うんですけど、どうでしょうかね？

G委員           これはこの位置づけでオーケーなのですが、逆にここの2の『なぜ、条例をつくらなければならないのか』というのを、すぐスッと流れるわけではなくて、全体の所にこのコラムとして影響してくるということであれば、あえて目次の所にもコラムと書いておく方がいいのではないかなと。実際コラムにもなっているわけだし。

委員長           次ではこの『条例づくりと子どもたち』とだけ、ポツと書いてあるだけですよね。コラムというのを付けておきましょうか。

C委員           高校生委員というのが一番最後にあるけれど、「何だこれ」ってなるから、高校生委員というのを上の方に上げた方がいいかなと。

委員長           確かにそうですね。これ、高校生委員って何の委員なの？ということになるから、ちょっとこのコラムの趣旨がもうちょっと伝わるようなことを、表示の仕方というか、それを考えなきゃいけませんね。わかりました。そういう形でこれを載せて。はい、どうぞ。

H委員           行目から6行目にかけて『行事に参加意識をもつ生徒はそう多くはありません。学校の中では「何でもいい～」という言葉が増えているのが現状です。』とありますが、これは何を根拠に言っているんでしょうか。

委員長           ここは多分、そういう「そんなことはないよ」という指摘がきつと出るだろうなと思って、私も読んだのですが、これにI委員は何て答える？僕はそう思うって？

- I 委員 何て答えると言われましても。一応僕の周りでということで考えたんですけども、けっこう幅広い範囲で動いているんですけども、やっぱり「何でもいいね」というのがけっこう聞かれるの多かったので、一応書いてみようかなと思ったんですけども、違うんでしょうかね。
- 委員長 はい、どうぞ。
- S 委員 この部分を擁護するわけではないんですけども、養護学校の生徒さんたちと懇談した時に、このような意見が出ていました。人任せにして何でもいからというような意見を。だから私もこの部分は感じております。今中学校や高校に行ってもやる子と、やらない子の差がはっきりしていますので、もう人任せというか、その部分は大いに感じております。で、私はかまわないと思います。
- 委員長 高校生委員といたって3人いるんですよ。署名文章というか、高校生委員のI委員という風に言っちゃった方がいいんじゃないか。そうすれば「僕はそういう風に思っているよ」という一つの意見、これ高校生委員というと高校生みんながそう思っているとなるんだったら、はっきり名前を出したらどうだろう。それだったらオーケーかな。じゃあ、そうしましょう。これは面白いね。別にコラムは一つである必要はないんだよね。だからI委員のやつにそうじゃないというんだったら、そういうコラムがあったっておかしくはないね。名前を書いて。3人だからね。H委員、どう？そういうのって。ここの部分に限らずコラム的に名前入りで、署名付きで書くということをやろうと思ったらできるだろうか。Q委員の場合もこの部分はI委員が書いたからこれでいいけども、別な遊びの部分だとか、余暇の部分なんていうのをちょっと一言名前入りで書きたい、書くというのであればスペースは用意します。じゃあ、そんなことでこのコラムの所は生かしましょう。はい、第2章。いよいよ『札幌の子どもたち』で、私たちが一番エネルギーを注ぎ込んだ所なんですけども、ここに書かれていることはやっぱり我々25人の総意であります。ですから言葉遣いも含めて表現、評価、一応チェックいたしましょう。じゃあ、お願いします。
- 事務局(係長) 『第2章 札幌の子どもたち 1 家庭と子育て 子どもたちが未来に希望を持ち、思いやりと豊かな心を持って、いきいきと成長することは、大人の願いであり、責任です。一人ひとりの子どもが安心して育つためには、家庭で子どもを安心して育てることができる社会のシステムが必要です。子どもは親をはじめとした大人たちからの保護を必要としています。特に、乳幼児の場合は「保護される存在」としての性格を強く有しています。しかし一方で、子どもは生まれた瞬間から一人の人間であり、大人たちは家庭においても地域においても「パートナーとしての子どもの存在」を認め、「あなたは大切な存在なのだ、人と違ってもいい、失敗してもいい、いつでもあなた

を守ってあげるよ」というメッセージを伝えながら、育てることが大切です。懇談会・出向き調査等で行った「子どもの気持ちアンケート」の結果では、子どもにとって家庭は、「落ち着く場所」であり、「楽しく、ほっとする場所」と答えています。また、大人への調査結果では、子どもにとって一番大切だと思ふことは、「愛されて育つこと」・「健康であること」の順で、子どもにしてあげたいことでは、「もっと話を聞いてあげる」・「子どもを守る」・「家族で過ごす時間を確保する」の順でした。近い将来、ともに社会をつくる存在として一緒に歩いていかなければなりません。子どもを取り巻く全ての環境に心を配り、子ども自身の持っている力を信じて、「子どもの最善の利益」とは何かを、家庭・学校・地域の連携のもとに大人と子どもと一緒に考え、話し合っていくことが重要です。』

委員長

ここの部分は家庭と子育て、そして次の小さな番号で家庭が(1)、それから(2)が保育園、(3)が幼稚園、(4)が児童虐待となっている、一番最初に付けたはじめにの部分。全体を意識した文章なわけですけども、家庭と子育てのね、どうでしょうか？ここの部分の書き方、見方について何か問題はないでしょうか。いいですか、まあ、ここの所はいいかな。じゃあ、次、家庭にちょっと着目して文章ができておりますので、お願いします。

事務局(係長)

『(1)家庭 子育ての不安と負担 子どもは社会にとっての子どもでもあります、その養育と責任においては大部分を家族に負わされて期待されています。しかし実際には、経済的にもケアの面でも子育てを家族だけで担っていくことは困難になってきており、それは全国的に子どもの数が減っていることにも表れています。平成16年の札幌市の合計特殊出生率(一人の女性が一生の間に産む子どもの数)は、全国の1.29に対し、1.01となっており、全国のなかでも低い値を示しています。札幌市の次世代育成支援に関するアンケート(平成15年)によると、半数以上の保護者が子育てに不安を感じており、支援策に対する要望も保育や医療費の負担軽減をあげていました。この背景には、家族の変化や働く女性の増加などの社会的な変化も影響していますが、同時に一人の子どもを自立させるまでに必要とされる親のエネルギーと経済的な負担が膨大になってきていることも事実です。親のなかでも母親は、子育ての一番の責任者として、また「よい親」として、子どもの育ちの環境を整えていこうと懸命です。その結果、育児不安や育児ストレスを抱え、また過度に外部の子育て・教育産業に頼らざるを得ない、その結果「お教育」・「お受験」といった子どもの発達段階にそぐわない子育て環境も準備されてしまいがちとなります。その一方で、保護者の働き方や都合にあわせて子育てがなされている場合も少なくありません。親を非難するだけではなく、親の労働環境をはじめとした保護者の環境整備も含めて、子育てを考えていく必要があります。』

保護者の悩みと子育て支援 札幌では就学前の子どもたちに対する子育て支援センターや子育てサポートセンター、各区での子育てサロン、保育園・幼稚園での延長保育や一時・病時保育、学童の子どもたちに対する学童保育・児童クラブなどのサービスメニューの充実や施設等の環境が整備されてきています。しかし、こうした多くの子育て支援メニューが用意されているにも関わらず、それらのサービスや情報にアクセスせずに、あるいはアクセス出来ずに孤立した子育てに悩んでいる親も多くいるのではないのでしょうか。札幌市のどのような条件にある親にとっても、子育てが充実したものとなるようにしていくことが、子どもの子育ちの権利を保障していくことにもなります。』

委員長 さあ、ここなんですけれども、どうでしょうかね。まず第1行の『その養育と責任においては大部分を家族に負わされて期待されています』という。日本語がこなれていないということがありますね。ここはこの趣旨で日本語を正しくもうちょっと使わなければいけないだろうなと思います。それと私が気がついたのは8ページ目の の下から4行目の所に『といった子どもの発達段階にそぐわない子育て環境も準備されてしまいがちとなります』という、ここがちょっとわからないんですけども、ここを書いていたのはJ委員だけ？お二人でしたよね。この『準備されてしまいがち』という趣旨は？『教育産業に頼らざるを得ない、その結果「お教育」・「お受験」といった子どもの発達段階にそぐわない子育て環境になってしまう』という風に書いてしまうと趣旨が違いますか？

Q委員 これは私が書いたもので、子育て環境になって、ごめんなさい、今、委員長、何て言いましたっけ。

委員長 『といった子どもの発達段階にそぐわない子育て環境になってしまいます』とか、『蔓延しています』とか。『準備されてしまいがち』というのは読んでいくとプラスのイメージですよ。

Q委員 お母さんとしては良かれと思って一生懸命やっているんだけどというところで。でも要するにお母さんの不安な所に入り込む形で教育産業なり、子育て産業なりがバーッと入ってきて、お母さんとしては一生懸命そこでコーディネートしていったって、外側のそういう産業に乗っていくと結果としてそういう風に準備されちゃうよということなんです。でもそれは言葉の所は変えていただいてかまいません。これはもちろん私はいい意味で言っているのではなくて、子どもにとってはよくないんだけど、でも当のお母さんとしては一生懸命なんです。その子どものためにお母さんとしては良かれと思って準備しているんだけど、外から見るとあらまという感じを書きたかったということです。

委員長 準備というのが何か皮肉というか、そのような括弧を付けたくなるような、

そのような準備。だから『子どもの発達段階にそぐわない子育て環境に陥ってしまう』とか『なってしまう』とかの方がわかりやすいでしょうかね。

A副委員長 ストレートに言った方がいい。『そういう子育て環境になっているんだ』と。

委員長 そういう『そぐわない環境になっている』ということにしましょう。

A副委員長 そしたらお母さん方に否定されるということに配慮したから、『そういう準備状況になっているのではないのでしょうか』という風になったのでしょうか。そうでなくてストレートにした方がいいですね。その方が。

委員長 似たようなことが の下から3行の所の『子育てに悩んでいる親も多くいるのではないのでしょうか』も『多くいます』と言っちゃっていいんじゃないでしょうかね。『じゃないのでしょうか』というほど我々確信がないわけじゃないですよ。『多くいます』でいいですよ。私はそういうことにちょっと気がついたかな。あとどうでしょうか。はい、どうぞ。

D委員 8ページで(2)の保育園の上、2行目の『札幌市のどのような条件にある親にとっても』って、これ、確かこの間の時もあったんですけど、『どのような条件』という言葉遣いに関して言わんとすることは何となくわかるんですが、どうしましょう。

委員長 『札幌市の全ての親にとって』という風に言っちゃっていいんじゃないか、これは、『あらゆる条件に』というよりも『全ての親にとって子育てが充実したものになるようにしていくことが』。これ、子どもの子育ての権利という言葉が。

G委員 私たちの元の原稿では『子どもの育ち』にしたか、何か違って。私もこれを読んで違和感が。

委員長 これ、いくつかのやつを。

G委員 多分凝縮して。私も自分で見たんですね。あれ、子どもの子育てって書いたかなって思って。なので、例えば『子どもの育ち』にするか、『子どもの』を取って『子育ての権利』にするかのどちらの方がすっきりしているなと思います。

委員長 そうですよ。『子育てが充実したものとなるようにしていくことは』。子どもを取ればいいのか。まだ子育ての権利というのは一般的ですが、子育ての権利という言い方は必ずしも一般的ではない、ものすごく我々の間で意味深いものとして使っていますけども。わかるかな、子育ての権利。子どもが育っていく子ども自身の権利という、成長・発達する権利のことをもうちょっとまとめていくと子育ての権利となるんですよ。だから『充実したものとなるようにしていくことが、例えば子どもの発達・成長する権利につながるんです』とか、『するんです』とか、そのような流れであればいいんですよ。じゃあ、ここはちょっと文章を考えましょう。そういう趣旨を入れて

ね。はい、どうぞ。

J 委員 書いた本人なんですけども、読んでいて、以前会議の中で「保護者という名前に統一しましょう」という話があったんですけども、文章の中には親が出てきたり、母親が出てきたり、保護者が出てきたりという風になっているので、これはどういう風にしたらいいかなと今聞いていて思ったんですけども。

委員長 確かに の最後の方に『その一方で、保護者の働き方や都合にあわせて云々』と保護者を使って、すぐに『親を非難するだけではなく、親の労働環境をはじめとした保護者の』って。これ、使う場所によっては保護者でいい場合と、親と言ってしまっていていい場合があるので。だから『親の労働環境をはじめとした保護者の環境整備』というのは『親の労働環境をはじめとした親の環境整備』。だから保護者というのは必ずしもイコール親というばかりではないという意味が込められているわけだね。ちょっとその保護者と親の言葉の使い方。

E 委員 今のところと言えば『親を非難するだけではなく』の所ですけども、それを『保護者』に変えれば『保護者を非難するだけではなく』として、次の『保護者の』という所を取っちゃって、「労働環境をはじめとした環境整備も含めて、子育てを考えていく必要があります」という風に『親の』とか、そういう部分をボンと取って『保護者』に変えるだけですっきりすると思いますけども。

委員長 この部分はそう言われればそれでつながるね。

C 委員 4行目の『親のエネルギー』とか、それから6行目の『親の中でも母親は』という所。確かに母親が一番苦労しているからあえて言うなら、それはそれでいいけど。

委員長 この間はあれでしたっけ、保護者でいこうということにしたんではたっけ？ どうか？ どう思います？ 一番親とか、保護者が出てきそうな場面ってこの『家庭と子育て』の所が多いのかなと。あと学校は保護者という言い方で。学校までいくと保護者で、小さい時は親というのは。何かその辺の使い方ルールというものをスパッと説明していただける方はいませんか？

K 委員 これは私の客観的な説明ではないんですけども、家庭の場合は親の方が読み手にはすんなり入ると思うんです。それで幼稚園、保育園、学校などは保護者でよろしいかと思うんですけども。一般的にその血縁関係がないにかかわらず、家庭の中では親子という関係で押さえていいように思います。

委員長 なるほど。保育園以降は保護者で、それ以外は親。じゃあ、 の『保護者の悩み』というのではなくて『親の悩み』となるわけですね。これだけで時間を取るわけにはいきませんので、ちょっと保護者と親の言葉遣いをどう考えるか、考えます。じゃあ、そのほかはいいですか。今のところはね。じゃ

あ、保育園にいきます。

事務局(係長) 『(2) 保育園 子どもの育ちにとって「育つ・育てる・育ちあい」のバランスは重要であり、保護者との関係だけではなく子ども同士の関係である集団も必要不可欠です。また、子どもの生活は、在宅と集団における保育が併行した関係を持っており、子どもにとって最善の利益をもたらす両者の時間などのバランスを必要としています。とりわけ、0～2歳の時期には必要以上のストレス状態を回避させるべきところですが、懇談会や出向き調査の結果では、子どもの成長・成熟に不自然な力が加わり発達が歪められているケースが目立ちました。たとえば、明らかに就学前と思われる子どもが深夜に居酒屋や温泉に保護者といたり、保護者自身が朝食を取らない習慣があるため、子どもの朝食に必要性を感じていない保護者もいます。そんな養育をされているからでしょうか。月曜日は疲れていて、保育園は癒しと休息の場になっている子どもも珍しくありません。明らかに、「育つ・育てる・育ちあい」のバランスが崩れています。こうした環境で育つ子どもが、依存構造喪失や自己実現が不十分な状況で年齢を重ね、攻撃性の制御などセルフコントロールが困難なケースが多くなってきている、と推測できます。家族のありかたや就業形態の変容に伴い、子育て支援を越えて家族支援(ファミリーサポート)が重要な時代になってきています。そのため、保育園の機能も子育て支援や地域開発や交流、更には延長保育や相談業務などへの拡大が求められるのですが、人的および経済的裏付けがないまま仕事だけが増大し、保育士たちの献身的な労働によって支えられているのが現実です。

委員長 ここの所はL委員。どうもお久しぶりでございます。ここの所はL委員に書いていただいた所なんですけども、ちょっと削ったり、言葉を変えてしまったような所があるんですけども、ご自分の原稿と比べていかがでしょう？

L委員 お上手にまとめていただいて。一つだけ大きな、これ、単純なミスだと思うんですが、最後の3行目ですね。4行目かな。『そのため、保育園の機能も子育て支援や地域開発』ではなくて『地域開放』ですね。保育園や幼稚園、あるいは施設の地域開放、地域交流ですね。これが間違いです。実は一つ僕も非常に悩んで、我々仲間がずっと悩んできたのは、先ほど『保護者の悩みと子育て支援』の所で、育つことなんかの『子育て』ですね。僕はぜひこの子育てという言葉、札幌の子どもの権利条例の一つの核にさせていただければなという思いがあるんです。というのは障がい者の施設もそうなんです、我々やっている時に必ず「何かをしてあげる」とか。「余計なお世話だい」という感じなんですよね。つまり子どもたちが生物学的に自分で育つ力を無視しているというんでしょうか。そういう意味では以前から、この10年ぐらい我々の仲間も育つ、いや育ち、どちらの言葉が適切なんだろう。あるいは世に理解を深めてもらうためにどちらが適当なんだろうと随分悩んで、たま

たま私は育つという言葉を使っているんですが、この順序も普通であれば育てる、必ず育てるなんですよね。これは教育の目標がいつでも、学校でもそうなんです。人間形成とか言っちゃって、他動詞といいますか、何々させてやるみたいなケースが多いんですよ。ですからこの育つ、育つでいいのかな、いや育ちかなと僕も随分悩んでいるんですが、その辺はご検討いただきたいんですが。あともう一つは8ページの一番下の所、『こうした環境で育つ子どもが、依存構造喪失や自己実現が不十分な状況で』という、文面がこれでいいのかな、こんな風にしたつもりはないんだけどなものということで、つまり依存構造喪失ということが一番最初の7ページの『家庭と子育て』という所で親のアンケートに表れていますよね。『大事なことは愛されて育つこと』、それから『もっと話を聞いてあげたい』、『子どもを守る』。実はこのことが非常に崩れている時代だということなんです。学力さえもお金で買える時代になってきているという、さっきのお受験じゃないですけども、ですから文章として『こうした依存構造喪失の環境で育つ子どもが』と言った方がいいのかなと思ったりしているんですが。いや、すいません。

委員長

前から「依存構造喪失や自己実現が不十分な」という言葉の難しさ。これをかみ砕いて。もう大坂先生がいらっしゃるのを首を長くして、私たち、待っておりますね。

L 委員

メールでこの間A副委員長から。入試の最中に来ていただいていたものですから、終わってから昨日ちょっとメールを出しましたですね。

委員長

来ました？ ちょっとかみ砕いたやつ。

L 委員

要するに依存構造喪失というのはさっき前に書いていたから、これでいいんです。簡単に言っちゃうと、それこそみなさん専門家ですから、フォルトマンが言う『ほ乳類としては人間は生理的にそうなんだ』と。つまり依存という言葉がいいのか、養育という言葉がいいのか。要するに保護されないと生きられない動物であることは確かなんです。0歳から。つまり心理的に今度は社会的にもかかわる人の中で依存しつつ、自立するというのが人なんだという基本的な言葉があるわけですね。いわゆるかかわるということも含めて、今非常に崩れていると。つまり愛されて人になるという事実を私たちは忘れてる。惚れられて人は人になっていく。惚れられて、私たちは惚れることを知るということを、僕は実はこの札幌だけじゃなくて随分いろんな所を通じて、このことが実は子どもそのものの権利を侵害しているのではないかなと非常に強く感じています。実はこの言葉を一番最初に使った学者は学級崩壊の件で、この言葉を学級崩壊、学校崩壊という形の中で、これに似たような言葉を使っている方がいるんですよ。要するに簡単な話、あまり愛されないで育てているという。ただ密着した親子関係とか、人の関係とか。だから以前日本だと思うんですけども、日本のある文部大臣が中学



生に向かって「オイ、何か困ったら先生に相談しなさい」と言ったら、子どもが「信頼できないから、相談しないんだ」という話ですよ。要するにどの場面でも信頼関係といいですか、ただどういう言葉で置き換えたらいいかというと、いっぱい要素があるんです。愛情とか、信頼関係だとか、関わりだとか。

委員長 その先生のご趣旨はこのスペース、これぐらいのスペースで書き終わらなければいけないですよ。それが2倍にも3倍にもなってしまうと、こちらも困ってしまうんですよ。ですから育ちを一つのキーワードにしたいという。これは前にも7ページの所で、『子ども自身のもっている力を信じて』という子ども自身が持つ力、そちらにつながることで、そういう意味での育ちという言葉重視するということはいいいとは思いますが、

L 委員 この育ちというのをいろんな所で。何と申しますか、多少コントロールする必要はあるのかなと思うんですよ。僕は育つという言葉を使うし、子育てという言葉もあるということで、この辺も整合性、育ちという所でね。依存構造が難しければカットしてもいいんだらうと思うんですよ。

委員長 確かに『育つ・育てる・育ちあいのバランスが崩れています』と言い切っちゃって。

L 委員 そういう意味では依存構造の所をなくしてもいいのかもしれないですけどね。ですから自己実現というの也要するにそういう状況の中で、その子どもらしさがというか、私たちがらしさが認められる、受け入れられる社会状況にない。タタニングの中でというか、非常に競争原理の中で。どこかで使っていましたから、これも入ってもいいかなと思ったんです。

委員長 わかりました。そうしましたらこの言葉を説明し始めると相当なスペースが必要になりますので、そういう場合はカットするというのでいいのかもしれないよ。

L 委員 ただそうやっていくと、僕が非常に重要に思っているのは、その人間の持つ攻撃性がセルフコントロールできない状況になっている中高校生、あるいは青少年の問題というのは就学前と非常に密着な関係があるという風に。

委員長 そしたら『「育つ・育てる・育ちあい」のバランスが崩れてきているから、攻撃性の抑制のセルフコントロール困難なケースが多くなってきている、と推測できる』とスポンとつなげるのはあまりにも乱暴すぎる？

L 委員 説明しようとするれば切りがないし、簡単にしようと思えばいくらでも簡単にできるから。

委員長 この所、3行ぐらいでスツといけるかどうかは今勝負なんですよ。

L 委員 3行ぐらいでというと？

委員長 この『バランスが崩れています』。それから「セルフコントロールが困難なケースが多くなってきている」。ここは事実としてわかるわけですから、

それをつなぐ『依存構造喪失、何とか』という深い専門用語を使わないで、それをつなげる言葉として、文章として3行ぐらいでスススツとつなげていただけるとどうかと。

L委員 いや、お任せします。多分こういう「未来を考える」とか、こういうものが出た時にみなさんがわかりやすい言葉でというと、どこの地域を見ても同じようなことしか書いていないというか、「まあ、こんなもんだろう」「まあ、そうだろう」って誰が見ても分かるような、分からないようなということで、ちょっとこういう言葉を使った方がいいかなと思って使ったんですから。カットしましょう。

委員長 でも先生、3行ぐらいで先生の言わんとしている所が直せるように。思うんですけど、今度の土日で少し、3行に集中していただくというのはいかがでしょうか？

L委員 具体的に言うと、3行というと？

委員長 こうした』があるじゃない。ここから『推測できます』となっていますよね。ここの所は元々のL委員の地の文章でございますよね。これを。

L委員 その部分を依存構造をもう少しわかりやすい言葉で、自己実現もわかりやすい言葉にして3行で。

委員長 そうそう。全部を3行じゃないですよ。

L委員 これ以下全部を3行にするのかと。

委員長 そんなことはないんです。そんなことを言っているつもりはないんです。この2行分ぐらいの所を3行かそこらでもうちょっとかみ砕いていただくということで。

L委員 わかりました。

A副委員長 L委員の使った、説明された言葉で依存しつつ、自立するという時間が不十分なんです。それが遅れても、大人になってもまだ間に合うという問題についてが、この自己実現という所で、それが遅れた人でもまだそれに相応しい環境を求めていくという、そういう権利があるということを書かないといけないかなと。

L委員 そこまで書くと逆に長くなっちゃう。

A副委員長 自己実現はカットしても、依存の所はちゃんと書いておかないと通じないと思いますが。

L委員 そうなんですよね。これは結局引きこもりだとか、そういう所までつながるあれなんだけど、A副委員長が言ったように自己実現というのは説明すると長くなるので、わかりました。とにかくやってみます。

委員長 特にこの第2章というのは札幌の子どもたちの現実、事実を明示すると云う所が主眼でありまして、この場合ですとバランスが崩れている事実、それから困難なケースが大きくなってきている事実と。質的には重要でして、そ

れをつなぐ理屈が今おっしゃったような専門的な見地からあるわけですし、それを3行ぐらいで。

L 委員 わかりました。

委員長 つないでいただければという趣旨でございますので、よろしく願いいたします。

L 委員 ここを取ってもいいんじゃないですかね。括弧の所。家族支援でわかるんじゃないですかね。ファミリーサポート。9ページの上から2行目。これ、どっちかで。

委員長 そうするとこの字数だけ先生が増えます。使える字数が増えますので。それと最初の『明らかに就学前と思われる子どもが深夜に居酒屋にいる』というのはおかしいかなと思いますけども、『温泉場にいる』というの、誰かから懇談会の時に出た話ですよ。何で温泉場がいけなかったんですって？家族で温泉に行っていて、夜中に子どもがその日だけ走り回っていたって。

L 委員 実は昨日も行ったんですが、昨日12時ぐらいまでいたんですが。

委員長 どこにですか？

L 委員 いわゆる温泉といっても、いわゆる日帰り温泉ですよ。健康ランドというんですか。

委員長 スパとか。

L 委員 そうそう。僕が行ったのはたまたま近くのアシベ（ACB）で、昨日12時までやぱりいました。驚きました、目の前に。

委員長 定山溪と登別温泉と違うんだ。

L 委員 じゃないんです。

委員長 先生、温泉といたらちょっと誤解がありますので、わかりました。

L 委員 それは懇談会でもいっぱい出ました。そのことは幼稚園でも言っていたんです。とにかく月曜日が子どもたちの、幼稚園・保育園では癒しの場で何もできない。でもそれは母さん型が悪いんじゃない。お母さん、お父さんは深夜とか、日曜日じゃないと子どもと関われないと。日曜日でも仕事をしている、だから遅くに子どもと関わるために連れて行っているんだということが本音なんですね。幼稚園の方にはあまり書いていないんですけども、すみません、余計なことを。

委員長 ここが問題なんですけども。

L 委員 よかれと思っているんだけれども、よかれと思っていることが、夜、子どもの生活習慣、基本的リズムをという部分で。

委員長 とにかく親がよかれと思っていようが何しようが、子どもにとってまずいいことはいけないということを、我々は言ってやらなくてはいいけないわけですよ。

L 委員           ところが現場の幼稚園、保育園の先生ったら、そうはなかなか。お客さまですから。文句を言ったら別な幼稚園に行ったり、保育園に行ったりしますからなかなか言えない。

委員長           ですからそういう保育士さんに代わって、私たちが。はい。じゃあ、L 委員、執筆の方、よろしく願いいたします。はい、幼稚園、お願いします。

事務局(係長)   『(3) 幼稚園 札幌市内の3歳から5歳の子どもは44,805名で、そのうち幼稚園には26,882名(私立幼稚園25,278名、市立幼稚園1,604名)の子どもたちが通っていますが、少子化や核家族化によって家族の状況が変化していることにより、子どもの生活が変化しています。子どもが発達の上で、食事、排泄、衣服の着脱など、身辺自立に遅れが目立ち、夜遅くまで起きているなど大人と同じ生活をする中で、生活リズムが乱れていることから、基本的な生活習慣が乱れているように見えます。また、個性豊かにのびのびとしている反面、勝手な行動が多く、友だちと一緒に遊ぶことができるようになるのに時間がかかる子どもが増えてきました。テレビなどによる疑似体験は多いのですが、体験しながら身につけたことではないため、知っていることと行動できることに大きな開きがあり、遊びを通してその差を埋めていかなければならない子どもたちに出会うこともめずらしくありません。幼稚園では、子育て支援のために様々な試みが実践されています。たとえば、お弁当をつくるのが大変だ!という親のために80%の幼稚園が給食を実施し、保育の前や終了後について子どもを預かる『預かり保育』を85%の幼稚園が実施しています。その他、満3歳になった子どもの入園、障がい児の受け入れ、未就園児に対する子育て支援などを通じて、幼稚園児ばかりではなく、両親、兄弟までも支えていかなければならなくなっています。

委員長           はい、これはT 委員に執筆していただいたものですが、どうでしょうか。まず下から5行目の『たとえばお弁当をつくるのが大変だ!』というのがありますね。これは『たとえば親のために給食を実施』という書き方でいいんじゃないですかね。その『お弁当をつくるのが大変だという親のために』という書き方をしていますけれども、『たとえば親のために80%の幼稚園が給食を実施している』という書き方でおかしくないですよ。ダメなんですか? お弁当をつくるのが大変だという親ということを言わなきゃダメなのかな。

L 委員           一番最後、『両親、兄弟までも支えていかなければならなくなってきた』。確かA 副委員長、つい2、3年前に変わった教育要領の中には、このことが入っているから、こういう言い方までしなくてもいいんじゃないかなという気もしたんですよ。親のために給食をとというと、これはちょっと失礼、きついんじゃないかなと思うんですけどね。

委員長           お弁当をつくるのが大変な親のためにというんだったらまだいいよね。で

もびっくりマークは取りましょう。これ、何でしょう。私はちょっと付けただけ。

A副委員長 基本的には子どもの健康のために給食が成立しないとおかしいということになるんだけど、おかしなことについて書いていますから、この章は。

委員長 だから先ほど保育園の所で子育て支援、家族支援というところまでL委員が書かれたのと、多分『幼稚園児ばかりではなく、両親、兄弟までも』というのは同じ趣旨ですよ。だから、まあ、執筆者が違うのでこういうことになるんだけど、これはこれで、みなさん、いいんじゃないですかね。趣旨としては、いわゆる家族支援、ファミリーサポートのことを、必要性を書かれているわけですから。それぞれが執筆しているという不統一さも特徴にしたいと思うので、どうでしょうか。いいですか、何かあとお気付きの点はないでしょうか。今日の段階でね。じゃあ、先に進みましょう。児童虐待です。

事務局(係長) 『(4)児童虐待 札幌市の児童相談所が受けた虐待の通告は平成16年度で242件にのぼり、虐待の類型としてはネグレクト(栄養不良、極端な不潔、怠慢ないし拒否による病気の発生、学校へ行かせないなど)の割合が高いことが特徴であり、その割合は年々増加して平成16年度には7割近くにまできています。また、被虐待児の年齢構成では、小学生が約半数を占めており、小学生で身体的・心理的虐待が中学生で身体的虐待が、さらに高校生で性的虐待が高いという特徴があります。虐待の中でもネグレクトは、身体的虐待に比べて周囲から見ても虐待として認知しにくく、その判定も難しいという性格を有しています。また、虐待を行っている者は全体の7～8割を実母が占めています。家族からの相談件数は、全体の3～4割ですが、その9割以上が母親自身からの相談であり、虐待者である母親自身も子育てに悩み苦悩していることの表れといえます。虐待相談を受けた後の被虐待児の処遇としては、在宅指導が7割強を占め、児童相談所による指導だけではなく、地域での子育て家族への援助・見守りの必要性が高いと考えられます。また、残念ながら施設に入所した後の保育者からの虐待被害も報告されています。大人に対する虐待禁止を訴えるだけではなく、保護者をはじめ、子どもに関わる大人の環境を整えなければ、子どもの人権を守ることは困難です。』

委員長 この虐待のところの指摘は客観的な状況の説明で。

G委員 すいません。私、自分で書いたんですが、また、また、またが多いので、最初の2つほどの、最初の5行目のまたを取っていただいて、10ページの一番上のまたも取って、最後のまたは残してください。自分では勢いで書いて感じなかったんですが、今こうやって見ると大量のまたなので消去してください。

委員長 じゃあ、そうします。

A副委員長 今のまたのところ。『残念ながら施設に入所した後の保育者からの』と

いう風に書かれているんですけど、これは2次的な虐待と呼んでしまうものでもないんですか。最初家族の中で被害を受けて、そして施設に入ってまた虐待の被害を受けたので、2次的な虐待と呼んでいいものだと思うんですけど。

G委員 そのつもりで書いたんですね。施設の中でも要するに指導員であるとか、保育士であるとかというところの、多分M委員の所でも、養護施設の所でも触れているかもしれないですが、M委員の方にちょっと事前に「こっちでも書いていい？」ったら、「それはオーケーだ」ということだったので書いたんですが。

委員長 わかりにくいとすればその後の『大人に対する虐待禁止を訴えるだけではなく、保護者をはじめ、子どもに関わる大人の環境を整えなければ』という所で、ということは施設内虐待というのは環境が整っていない問題だということにつながっていますね。

G委員 もちろん人員配置の問題だとかで。もしもそれを、今、M委員がいらっしやいましたが、養護施設の所で、私は虐待というくくりで家庭の中の虐待だけではなくて、そこまで書いてしまったんだけど、逆にこの3行の部分は養護施設の方で触れているのであればカットしてもいいのかもしれないんですが。

委員長 ただ養護施設の所では、要するに施設職員は少ない、まして限られた予算で限界を感じているんだと。施設内虐待がそれによって誘発されるというような記載にはもちろんなっていないんですけども、現場での矛盾、限界ということは22ページの所で書かれているわけなんですけども、こっちに入れますかね。確かにこの3行、施設内虐待というのは家庭と教育の所で言っているのに、途端に子育てで、家庭と子育ての所で施設内虐待がポツと入って来てしまう。

G委員 前はこの児童虐待が家庭の中になかったので、こっちに入れたんですが。

委員長 そうですね。いろいろと組み替えして今日に至っておりますけれど、秦先生、今来て、こんな話で申し訳ないんですけども、10ページの児童虐待の最後の所で施設内虐待のことをちょっとG委員が触れたんですけども、これをここで触れるよりもM委員が書いた児童養護施設の22ページの所に、『施設員が少なくてもうケアの限界である』という記載がありますが、その流れの中でそれが施設内虐待にもつながるんだというような書き方をするのはいかがでしょうか。

M委員 大丈夫です。

委員長 大丈夫ですか、じゃあそうします。

B副委員長 G委員、ここの『また、残念ながら施設に入所した後の保育者からの虐待被害も報告されています』と書いて、その後の文章というのは施設に入所し

ている子どもが2次被害を受けるというだけではなくて、もっと全体的な意味合いを捉えて言っているんじゃないですか、ここは。

G委員 その最後の『保護者をはじめ』と書いたのは、まとめの所なので施設職員だけではなくてというつもりで書いたんです。

B副委員長 そうですね。要するに虐待の予防というものは子どもに関わる大人のそういう予防環境を整える必要があるんだと言っておられるのかなと思って理解していたんですけども。

G委員 ただこれが座りがあって家庭かな、家族かな、一番大きな座りが家庭と子育ての所の中のパートになっちゃったので、どういう風を書けば。

B副委員長 それともう一ついいですか。9ページの一番下、『ネグレクト云々』の所で『その判定も難しいという性格を有している』、これは誰が判定するのかというのは、市民がこれを判断するんですよね。

G委員 いや、それは違うんですね。虐待として一般の市民は認知しにくくて。  
委員長 だから周囲から見ても虐待として認知しにくくと。

B副委員長 この判定という意味は専門家が。

G委員 それにしてもネグレクトというのはかなり難しいんですね。程度の問題に関わってくるので。現実に関わっているのかもしれないんですが、そうしましたら『認知しにくい』という所でも、もちろんいいんですけど。

委員長 これぐらいの指摘は、ネグレクトはどういうわけか札幌の場合全国から比べて高いということですので、ネグレクトの特徴はこの2行、これはこれでいいんじゃないかなと思いますけどね。『周囲から見ても虐待として認知しにくく、専門家も判定が難しい』ってかい。そこまでなくてもいいんじゃない。

G委員 なんか児相批判みたいでいやだなと思ったので。

A副委員長 いや、それほど難しいので人権侵害が起こりやすいということを言いたいですよ、本当は。

L委員 あと一つだけ、教えていただきたいと思います。内容じゃなくて言葉です。保育所という言葉。M委員、施設って、僕の理解では保育者というのは幼稚園教諭、保育士、トータルで保育者という言葉も現実には使えるんですけども、施設なんかでは保育所、保育士の職種がありますよね。職員全体を保育者？だから別に幼稚園の先生だ、保育園の先生だと弁護するわけではないんですけど、保育所という言葉、何かきつとあるんじゃないかなと思ったんですが、すいません。施設に入所したあともだから、職員とか、施設職員とかの方が。

委員長 その方が我々にはわかりやすい。だからこれを児童養護施設の所に持っていく時にはそういう風にしましょう。

D委員 大きな1番の多分終わりだと思うんですけど、整合性の問題でちょっと話

させていただきたいんですが、(2)の保育園と(3)の幼稚園。幼稚園の場合だと札幌市の現状ということで、子どもの数とかを入れているんですけど、保育園ではそういうのが入っていないと。これは多分この後の小学校、中学校、高校でも入ってなかったんですね。パッと見た時。前にP委員が入れてくださったけど抜けちゃったと。これ、確か入れるということになっていたかと思うんです。一応札幌版の、札幌の現状だということでやっぱり数は入れた方がいいかなと。それで2点目なんですけど、保育園の中では保護者という言葉が統一して使われているんですが、幼稚園の方になると親とか両親という言葉が出てくるので、ここももう一回保護者なのか親なのかという。(1)の家庭は親でいくのかなという感じなんですけど、この言葉の統一をお願いします。

委員長

そうだね、統一できるものは統一しましょう。

L委員

今ご指摘のように、僕も保育園でいろんなデータを入れたかったんですが、データはデータで後でまとめて入れるということなので、データをお願いしてという風に僕は理解して、僕の文章にはあまり入れなかったんです。今そのことですよね。データの具体的な処理の仕方というか、統一して処理をするのか、各所でやるのかというのをもう一回。

委員長

これはね、資料、いつだったか、何回か前のやつで統計の資料を出したことありましたよね。わかりました。そういう数字ね。盛り込むやつは盛り込みましょう。待機児童のことを入れるって言ってたんだよね、確か。わかりました、ちょっとそれもあれいしましょう。数字をこの中にどうやって盛り込むかということ。できるだけ盛り込めばわかりやすくなるかもしれませんのでね。はい、そしたら1の所はいいかな。家庭と子育てですね。次、学校にまいります。ところが学校じゃ今のように読めばいいかということ、けっこうボリューム量が多いわけですよ。それでこれは読むと時間がかかるので、私がポイントを、さっきずっと読んでいたので、ポイントを申し上げますので、みなさん、目で追ってください。まず2の学校の所は、最初にはじめにを付けて、小学校、中学校、高校という所の、もっとあるんですけどね。学校関係の所の総論というか、『はじめに』になります。こういうことでくっていいかどうかということなんです。それで無理に、学校に行けない子どもたちも行っている子どもたちも両方とも、今の学校の生活の中でけっこう苦しんでいるんじゃないかということで、『学校5日制によってゆとりがなくなり、かえって過密な一週間になっている。これはいまの子どもたちが共通して持っている感覚だと思います。』という捉え方、これでいいかどうか。それからその次の段は『子どもたちは学ぶことの喜びを感じて生活しているのでしょうか。』のあとにまた学校5日制のことが出ていますけれども、この部分は上と重なりますので、ここは削ります。そして統計に従っていて、



学ぶことに喜びを感じていないのではないかというような捉え方になります。そして最後『学校の先生の権利が保障されなければいけないところ、定年前に退職したり、心の病気で休職する教師が増えており、その疲弊状態は深刻です。』という、この3本で総論をまとめてみたんですけども、これはどうですかね。あとの方で、中身でまた詳しく展開はしているんですけども、あれでしょうね、やっぱりね。別な見方で、子どもたちは学ぶ楽しみになっていますよという人がいるかもしれませんね。そういう書き方はどうですかね。ただ5日制によってゆとりがなくなって、過密な1週間になっているというのは事実だと思うんですけども。これはね。そのあとの学ぶことの喜びを感じているかどうかという所の書きっぷりはいかがでしょうかね。ここはF委員に書いていただいたのを加えた所なんですけども。

F委員 学ぶ喜びを感じていませんと書いていませんから。『生活しているのでしょうか』と問いかけているので。

委員長 こういう時には問いかけというのがいいわけですね。じゃあ、みなさん、こういう問いかけをみんなですというのはいいですか。問いかけるんですからね。じゃあ、問いかけましょう。

L委員 今問題になっているのは5日制だけじゃなくて、ゆとり教育とか、何とかってまったく反対のことが起きてましたよね。

委員長 だから5日制だけではなく。

L委員 本質的にはこれでいいんじゃないかと思いますよね。ほんのちょっとした言葉の。

F委員 ただこの『5日制によって』というのは、ちょっと言葉を変えた方がいいかもしれないですね。

委員長 学校が5日制によってと、5日制に直接原因があるかのような。

F委員 5日制になってもと。

委員長 なっても。5日制になるんだから、楽になるのかと思ったらかえって厳しくなっちゃったということを言いたいわけですから、学校が5日制になってもかえってゆとりがなく、過密な1週間になってしまっているという、そんな言い方にしましょうか。それからこの部分、F委員の言葉だったんですが、下から5行目の『その結果、家庭では勉強時間を増やす、塾にやる、ここはいいんですけど、ドリル・問題集を購入して、子どもを一層勉強に追い立てるという。ドリル・問題集を購入することがどこか問題になりますか。』

F委員 アンケートの中に「ドリル・問題集を購入した」というのがあったんですけども、そういう風にしたんですけども、そうですね、これだけだとちょっと不十分ですね。

委員長 だから家庭での『勉強時間を増やして、塾にやる』。

F委員 ドリル・問題集の中には例えば訪問販売だとか、電話だとか、様々あって

そういうものに親が巻き込まれているという状況があるので、ちょっと書いたんですけれども、その表現だけだとちょっと不十分ですね。

委員長 　では『塾にやるなどとの』というので通しましょう。じゃあ、そんなところで総論はいいかな。はい、どうぞ。

J委員 　数字の出ている所なんですけれども、「今、悩んでいることの問い」の所の小学生と中学生の数なんですけど、これは私たちが取った懇談会の数字とは違いますけれども。〇〇はどこから出た数字なのかなと思うんですけれども。今日もらっている子どもの気持ちアンケート調査の結果の42ページが私たちが取ったものなんですけども、小学生の「普段の勉強」というのは34.7%で、中学生以上の「受験や進路」というのは45.4%なんですけれども。

委員長 　F委員、これ、どこから引っ張ってきたんですよね。確かね。そんなに数字が半分にも、倍にも違うというわけではないですからね。

K委員 　未来局さんからいただいた市教委の資料か、またはNPOで実施したアンケートのどちらかで、私たちのアンケートとは違うかもしれないんじゃないでしょうかね。F委員、違いますか。

委員長 　これは文部科学省の調査か。はい、それでいきましょう。じゃあ、次、いきます。小学校です。小学校ですよ。ちょっと学校の部分というのはもう力が入ってるわけです、長いんですけどね。これ、まず小学校の現状として米代さんが書いてきてくれた所はアンケートや懇談会の声を中心に、こんな声もあった、こんな子どももいたということを書き続けているので、これはそういう子どもたちがいたんで、事実には違いないわけでありまして。小学生の現状についてはどうでしょうかね。PTAと困ったことを相談する時、誰に相談するかとか、いじめの問題を抱えている子どもたち、遊びについて。いろいろ書いてありますけれども、まあこんなものかなという。

L委員 　ちょっといいですか。どうしても仕事上、幼稚園、保育園、障がい児の関係が多いものですから、の『幼稚園・保育園との連携』で、これ、一括してやっているんですよね。まで一括してやっているんでしょ、から。

委員長 　そういうつもりではなかったんですけども。最初から順番にいかがかと。(1)小学生の現状。

N委員 　どこかに出てくるのかもしれないんですけど、現状として「自分が好き」と思えない子どもたちが一定数見られましたよね。そこはちょっと触れてほしいなと思うんですが。

委員長 　それはどこかに入れたことは入れてあるんですけど、ここに入れた方がいいかな。

K委員 　自己肯定観、入っていましたね。小学校の所ではないかもしれませんが。29ページの課題の(2)。課題の方に。条例の課題ですね。29ページ『生活の中での権利保障』の所に入っていますね。

- 委員長           なかなか小学生の現状ということで、これぐらいにまとめてというのは難しいかもしれないけれども、どうでしょうか、ここの所は。あとで気がついたらまたお願いしますね。次、学校の現状なんですけども、学校の現状はから までまとめたわけなんですけども。
- 事務局(係)       すいません、委員長。最初の小学生の現状なんですけども、K委員にはメールでお伝えしたんですけども、最初の2行目『何か困ったことがある時に相談するのは親と答えた子どもが多く』になっているんですけど、ここ最初はK委員は母親と書いてくださっていたんですけども、検討委員会がつくったアンケートの方が「親」だったので、私の方で親の方に切り換えました。そして以前K委員がおっしゃっていた青少年科学館とリトルキャンプのアンケートの結果を、ここの注のような形で付けて、内訳として出向き調査で調査した結果、お母さんが非常に多かったというような形の注を付けたらどうかというのを考えていたんですけども、そこはいかがでしょうか。
- K委員           委員会で作った3000人から取ったアンケートも、出向き調査も合計300人の小さなアンケートですけれども、結果にとっても類似性が見られまして親という押さえは必要だと思います。さらに聞き取り調査で聞いた結果、2カ所、別な場所で取ったんですけども、やはり親の中でも母親という似た数字が出ていましたので、注を付けていただくとありがたいです。
- 委員長           ここは教師と答えた子どもはごくわずかで、ここがやっぱりちょっと強調したい所なんですよね、きっと。
- K委員           あまり強調したくはないんですけども。
- 委員長           事実としてね。小学生の現状という。そんな所かな。あと学校の現状で、から まで、の前にまた何か学校の現状のはじめにみたいなのを書いたんですけども、これはこれでよかったんだっけな。ただ学校の現状になると、とたんに施設に対する要望の話が出てくるんですよ。これって。
- K委員           私も学校の現状は1回書き直して、メールで送ったんですけども、そちらの方は多分、分量が多かったので入れ替えしないで、その前の原稿のままです出されていると思うんですけども、いかがでしょうか。
- 委員長           これは削っていいかい？
- K委員           前書きみたいになっていますので、削られてもよろしいと思います。
- 委員長           特にここの所はいいかな、そこの所ぐらいで。それで学校の現状としては6つの視点から書いてくれたんですよ。『特別支援教育(障がいを持った子への支援)』ということで。はい、まずこの4行です。バリアフリーが進められているところなんですけども、個別プログラムづくり・体制づくり・補助・環境整備等々に課題が残されていますという。
- K委員           ちょっと言葉が足りないので足していただきたいんですけども、『バリアフリー化が』と、それから『育つために今後更に』ということですね。今

もそういう課題について検討されているんですけども、今後継続してという形です

委員長 次が『学級経営上苦慮する状況(学級崩壊)』。経営なんてかなり専門用語ですよ。業界用語ですよ。学級というのは経営するものなのかって。学級経営上って我々使います？

K委員 使わないかもしれないですね。

F委員 さっき11ページの(2)を削るんですって？

委員長 (2)ですか？

F委員 学校の現状のところ。

委員長 いや、施設に。トイレを明るくしてほしいという声が上がったという、その3行ぐらい。

F委員 3行ぐらいですか。ああ、そうですか。今の学級経営というのも言葉をちょっと変えた方がいいと思うんですけど、ここの記述とさっきの『学校の現状』に書いてある中身を一緒にして、もう少し丁寧に書いたらいいんじゃないかなと。

委員長 はじめの部分をということですね。

F委員 そうですね。子どもの視点からは友だちやクラスメートとの関係と、学校での友人や学級集団と。そういうことと、ここは関連したんだと思うんですよ。この記述だけでは苦慮する状況がちょっと伝わらないので、学校の現状で書かれていることと一緒にして書いたらいいんじゃないかなと思います。

委員長 そうするとこの学校の現状のはじめの部分を使って、このところを充実させると。

F委員 今、小学生からそうですけども、子どもたちが友だち関係の中でのものすごく揺れ動くんですよ。高学年になればなるほどそうなんですけども、自分が孤立することが非常に怖いので、独りぼっちになることが非常に怖いので、友だち関係の中で非常に揺れ動いて、それがトラブルの原因の一つになるんですよ。それから幼小ずっとそうですけれども、先ほどの家庭の問題も含めて、子どもはみんな自分の安心する場所をなかなかつけれないと。学校の中でも。そういうことが、教師の言葉で言うと、学級経営が非常にしづらくなっている一つの要因だと思うんですよ。

委員長 わかりました。じゃあ、そうすると学校の現状のはじめの部分がなくなってしまうんですけども、それはそれでいいですか？

K委員 そうしたら意味合いが違って書いてあるんですよ。ここに学級経営上苦慮する状況っていうのは、学級崩壊と書かれてもけっこうなんですけども、学級崩壊というのと友だち関係がうまくいかないというのは、ちょっと別問題と私は捉えて書いたんです。教師や友だちとの中でストレスを感じるとか、

自分にとっての友だちとうまくいかない面が大きく学習に作用したり、自分の中で大きなウェイトを占めるというのとは違って、 に書きたかったのは学級崩壊に陥った時に様々な形で、子どもたちにマイナスの影響が出てくるということを書きたかったんですよね。ただそれをここでは教師一人の責任、力量という捉えではなくて、子どもにおよぶ影響の面からチームをつくったり、それから今はないんですけども学校内で行っているんですけども、人的な加配をして、そこをサポートして、その改善を図るということを書きたかったんですよね。ただ文章にするのがとても難しくて、うまく表現はできていないんですが。

委員長 だから学級崩壊のことだけをここで書くという趣旨であればあれなんですけど、はじめの部分というものが学級経営というんですか、それと関係のある中身になっているわけですよね。だから学級経営上苦慮する状況の中の1つがはじめの部分で、もう一つが学級崩壊という現実。さらに中で2つに分けてもいいかなと思うんです、そういう意味でね。

K委員 項立てしないで、前文の中に含めて書いていくという。

委員長 いや、全部 に入れちゃう。

K委員 に最初の部分を入れてしまうということですか。

委員長 何か学級の毎日のことを思うとくくれるんじゃないかなと思うんだけど。これ、学級経営というんじゃないかったら、なんて言葉を使ったらいいんですか。学級づくりですか。学級づくりという言葉はあるんですか。

K委員 ここで学級崩壊というのを取り立て、子どもの権利の、子どもにとっての大きなマイナス要因ということで、学級崩壊というのを取り上げないのであれば、これを消して一番前の方に、教師の信頼関係、友人だ、学級集団という関係に付け足して、学習の困難な状況に学級が陥ることもあるという風に簡単に書くということでも大丈夫かと思えますけども。

委員長 何ていう言葉でくくろうかなと。

K委員 今、けっこう現状として、学級崩壊という状況はあると認識しているんです、私は。それはとても子どもにとってはマイナスの要因になっていると。以前は学級崩壊というのはとてもまれだったんですけども、今はよくある話になりつつあるという認識で書いてみました。

委員長 いいえ、それはわかっているんですけどね。学級経営上苦慮する問題ということで、 に書いてあることと、11ページの現状のはじめの部分に書いてあることがくくれるかという話になるんですけどね。そして学級経営という言葉がいいのかと。

F委員 学校の現状のところを書いてあるそのままがいいんじゃないですか。学級崩壊というと、 に書いてあるのをそっくりそのまま(2)の学校の現状の下にずっと書くと。それでK委員が言っているのは、教師の問題として後半、

に書いてある下から2段のところはよくわかるんですけども、これだけ書いてもなかなか意味がわからないのではないかと。学級経営という風には書かないで学校の現状のところ、子どもたちの状況と、教師となかなか噛み合わなくなる問題について書けば、それで整理がつくのではないかなと思うんですが。

委員長 そうしたら学校の現状の、今言っているのははじめにの所ですよ。項目を立ててないんですよ。学校の現状というその部分だけで、はじめにの部分に全部入れちゃってもかまいませんか。

K委員 項目を立てないのであれば、はじめの中に入れます。それで項目を立てて、これで少ないということであればもうちょっと書き足します。どちらでもいいんですけども、今の話し合いの雰囲気では項目を立てないで、はじめの方に入れる方が。

委員長 はじめにの施設の部分を3行削りましたので、そこにこの部分の最初の方を入れて、F委員が今ご指摘の『学校・家庭、チームを組む云々』のこれは方策とか、解決策の期待ですので、これ十分伝わらないというのならこの2行を消しましょうか。今の学校の現状という時に対策まで書かなくなるといいわけだから。現状はこうだということ。

C委員 だから書きたかったら『近年は低学年にも学級崩壊が見られるようになった』とか、その中に学級崩壊という言葉は少し入れたいのなら、そこに入れたらいいんじゃないの。確かに学級崩壊というのが本当にあれば大変だし、あちこちの学校でもけっこうあるからね、それを是非入れたいというなら、当然入れた方がいいと思うし。

委員長 その前の『指示が通りづらくなるケース』『一斉授業が成立しづらくなるケース』『パニックになって』という、これはトータルに学級崩壊という一つの現象として書かれているのではないので。だから別に『近年低学年にも学級崩壊が見られる』という風にわざわざ書かなくても、その前に書いてあるようなことが低学年にも見られるようになったということで、もういいんじゃない。そういう扱いでいいですか。前に入れるやり方でいいんでしょう？それで最後の『解決策を考えていく必要も出てきている』というこの2行は削りましょうか。これはね。K委員、それでどうですか。

K委員 この課題自体がすごく限られた負担の問題ですので、今のように書かれた方がいいのであれば、そのように書き直していいと思います。

委員長 そのように書き直してというのは？

K委員 担任の指示から。

委員長 これ、3行ありますね。

K委員 ええ、その3行を前の『学校での友人や学級集団云々』から『そこにストレスを感じている子どもが多く見られました』。またこのような、接続詞が

今は思いつかないんですけど、『また場合によってはこのようなケースに至ることもあります。その中で子どもたちは様々な悩みを抱えていくことになります』という形でまとめてよろしければ。

委員長 はい、じゃあはじめにと をそういう形で、ちょっとまとめることにしましょうか。そうすると次は『学校づくりへの参加』ですね。これは子どもたちがもうちょっとやりたいということですね。これは学校の子どものそういう気持ちがあるということ。それから次に『いじめ』。これもいじめに対する子どもたちの声をピックアップして触れて、最後はいじめの件数で締めめております。それから『不登校』。不登校についてもすぐ統計が来て、13ページの方では市民の声って、これは懇談会の声ですよ。

K委員 懇談会ではなくて、資料でいただいた市民からの投書っていうんですか、メールって書いてありましたね。未来局さんにいったメールと書いてありましたね。私が見た資料には、ホームページへの。

委員長 ただこの所がやっぱりね。その学ぶ権利をもっと保障してほしいというのは、フリースクールに行った時も同じような話になりますし、札幌市民の1通のメールだけの声とは思えないので、これはいいね。『意見の中には』もいいんじゃないかな。それからL委員、幼稚園と保育園との連携でございますね。

L委員 1つは13ページの所で、幼小連携というか昔からの。もう一つは整合性という問題なんですけど、15ページ。小中の連携というのが社会的に必要なと思うんだけど、ほとんど出てきていないということが一つなんです。というのは僕の原稿にも書いたと思うんですけど、これには載ってないんですけど、保育園の先生方、幼稚園の先生方は非常にそれを望んでいたということ、僕は書いたはずなんですけど。8ページ、9ページですね。抜けているということなんです。この全体での子どもの発達の連続性みたいなところの中で、その幼小関連、それから小中関連というのでしょうか、その辺のところということが第1点です。第2点は趣旨はいいんですけど、文章上の問題で大したことはないんですけど、『入学後なかなか集団に入れない』。入れないのは悪いのか。『45分間の一斉授業に対応できない』。対応できないのは子どもなのか、先生なのか、集団に入れないのは子どもなのか、先生なのかということ。何か言葉の使い方の問題かなと。

K委員 具体的に書かないで、学校生活にうまく適応できないとか、学校生活にスムーズに入って行けないとか、そういう形にした方がよろしいですね。

L委員 その方が、いいんじゃないかと思うんですけど。

K委員 わかりました。これが子どもの自然の姿なら、それはそれでいいという考えがあります。

委員長 そうすると具体的には？

- L 委員 具体的にはこの文章がちょっと変わるということと、幼小の連携というところが出ていますから、あえて幼稚園、保育園の所が出さなくてもいいんじゃないかなと思うんですが、小中もあっていいかなと思ったんです。次の15ページか。
- 委員長 小中連携というのは、それは必要なことなんでしょうけれど、特に子育てに関して幼稚園と保育園の連携ということが。あえて小中の連携ということを書かなければならないほどの問題性ということがあるんですか。
- L 委員 そんな言い方をすれば幼小の連携も別に必要ないんじゃないですかということになりますよね。
- 委員長 でもね、T 委員なんかはそうは言ってなかったよね。
- L 委員 だから保育園、幼稚園は絶対必要なんです。小学校とね。特に保育園はそうなんです。保育園の先生方が何を心配しているかということ、保育園は家庭にファミリーサポートをしている。ところが学校に行ったら教育の場になるので、福祉から離れると。だけれども学校の中には、それだけ人が多くないので大変だねと。だけど幼小連携したいというのが保育園の中にも、幼稚園と別個にあるんですよね。
- 委員長 小学校との連携ということは特に大事だという。
- C 委員 大事だけど、もうやっているから。形だけ変えているから。
- L 委員 だからいいんです。小中は特に必要ないんですかという。
- 委員長 だからあえて書くまでもないということなので。
- L 委員 う言うんであれば、これもあえて書くまでもないかなと思うんですけどもね。価値観として幼小の方が大事ということなんでしょうか。
- C 委員 今、ないからさ。もっとやってほしいということでしょ。
- K 委員 いや、私はL 委員と一緒に懇談会に出たんですけども、保育園、幼稚園の先生から実はすごくこの声がたくさん出ていたんですよ。実質、小学校と中学校は本当にもう一人ひとりの子どもについてのかなり何時間も使った引き継ぎと、さらに先生が見に来てとか、先生と子どもが会ってとか、かなり今やっている現状があるんです。
- L 委員 これは実は不満なんです。幼稚園の先生方が何カ月もかかって、子ども1人について書いて学校にもっていても、学校はほとんど読んでくれないんだということなんです。
- 委員長 だから幼小の連携が必要なんですよ。
- L 委員 そうですね。小中はやっているという中でね。バランスの問題だったんです。幼小、その子どもの連続性という形の中で言えば、小中もあっていいのかなと。
- 委員長 小中はいらぬなどということを行っているわけではなく、特に幼小が大事だということを書いたかったわけです。それとさっきの『集団に入れない』とか『一斉授業に対応できない』という言葉をもうちょっと書き換えます



か？

K委員 委員長 『しかし、実際には、入学後小学校生活にスムーズに適應しづらい』。だから学校生活になじむことは大切なことなんですよ、でもできないんです。こういうことでしたよね。

K委員 実際に子どもの育ち、先ほど育ちということを書かれたんですけども、育ちというか、子どもは育っていく中では集団との関わりとか、みんなと一緒に授業を受けるというのが大事なので書いたんですけども、これが本当にどれだけの価値があるのか問われる文章になってしまうのであれば。例えば『入学後なかなか集団に入れない』というのが本当に本人にとってマイナスなの？と聞かれると、それはちょっと私も専門家ではないのでわからないんです。具体的な例を出さないというのであれば、そのままです。

委員長 出さないって、何かあまりパツとしないという感じが。子どもたちにとってとても大きなことです。けれども。じゃあね、今ちょっと休憩時間にそのクエスチョンを考えましょう。10分間休憩いたします。いろいろご不満もあるようでしょうけども、最後までやります。12時になってもやります。

(休憩)

委員長 すいません、始めましょう。さっき12時までと言いましたけど、それぐらいの気合いで頑張るといふ。やっぱりもう一回じっくり読んできていただいでの議論を9日の前にやった方がいいと思うんですよ。それでそういう日は多分普通の日じゃ無理だということで、23日の勤労感謝の日に勤労するというのは、もし入れるとしたらどう？だから23日の6時からとなったら、もう絶対ダメという方はどれぐらいいらっしゃいます？あとはみなさん、いいですか？じゃあ、昼間はダメだけど、23日の6時からということで。H委員たちはちょっと難しいですけども、やむを得ない。ということにしたいと思いますので。それで今日は高校生のみなさんは9時半が最後ということでございますので、一応サーッと最後まで斜め読みをしてポイントだけをご説明して、読んできてもらうということにしたいと思いますので。

N委員 次回までの検討課題の一つに入れてくださいということで。ごめんなさい。小学校の所で『特別支援教育』という形でこうつされているのとちょっと気になっていて、障がいのある子どもたちの所でも統合教育が消えてしまっているんですね、見ると。そうするとここにきちっと障がいを持った子への支援という形で統合教育と、個別の支援ということを両方入れてほしいと思います。ちょっと表現はあとで検討したいと思います。それとの関連もあって、小学生の現状の中に「好きとは言えない」自己評価の部分を一言でいいので加えてほしいですね。いろいろな子どもが一緒にいるという状況が、

今はまだ少ないという中で自己肯定観とつながっていく議論だなと思うので、ぜひそこは入れてほしいです。

E 委員            すいません。で、結局23日にやるのはオーケーなんですけど、今日は何時までやるのかを明瞭にさせていただきまして。

委員長            9時半ぐらいにしましょうか。

E 委員            高校生が9時半というのであれば、3人の高校生がいなくなってから議論するというのは、僕はやっぱりしない方がいいと思うんです。

委員長            だから9時半。

E 委員            はい、了解しました。

O 委員            すいません、今のと関連して。今の特別支援教育の所の括弧書きの文言の所なんですけど、私だけのこだわりだったら申し訳ないんですが、『障がいを持った』の『持った』に非常にこだわりがありまして、『障がいのある』という表記に変えていただければと。これは市長になられた時に障がい者、あるいは障がい児の害をひらがなに変えた時に、これも私が障がい児に関わりを持った時に親御さんなどと相対していると害は持つものではなくて、元々ある、あるいは不幸にして事故で、あとでケガを負ったとか、そういう時には持つという表現も当てはまるのかなと思うんですけれども、持っているものではなくて、ある一つの個性という言い方にかえれば非常に受け入れやすいというのがあったものですから、できれば『持った』という表記よりは、『ある』という表記に変えていただけると。あと中学校の特別支援教育の所の、私が書いた児童会館の所もそうですし、障がい児の所でも『障がいのある』という表記を使っていますので、こちらの小学校の所も『ある』という表記に変えていただくと統一性を持つのでいいのかなということ。

委員長            それはその通りにしたいと思います。それで今秀嶋さんが言ったのは。

N 委員            それが事前配布の正副部長会議次第がくつついた資料だと26ページに統合教育の実現というのがあったんですけども、今回24、25と圧縮された過程でなくなったんです。なくなっていました。特にやはり小学生の段階での統合教育というところが大切だなと、ちょっと素人的なんですけども、読んで。

委員長            それは25ページの障がい児と学校教育の中に入れたらいいんじゃないですか。小学校の方に入れるんじゃないかと。

N 委員            そのこともそうなんだけど、11ページの所が障がいのある子への支援という形で、そっちをメインにして、特別支援教育と統合教育の実現が不十分という現状とを入れてほしいなと思います。

K 委員            育ちあいという意味ですよね。先ほどおっしゃった、出ていた育ちあいという、お互いに育っていくということですね。それちょっと考えさせてください。

委員長            じゃあそのところはK委員、加筆をする。それとはい。

F 委員            いいですか。24ページから25ページの所を障がい児の学校教育の問題を付け加えた時にどういう風にして入れたらいいのかわからなかったので、統合教育の実現という言葉は確かに削られているんですね。統合教育の実現の中身が、ここは施設や設備の問題が中心に書かれているんですね。上の方の言葉としては『統合教育がテーマとなっています』という所の中に入れてもいいと思うんですよ。その2行だけでは不十分なのかもしれないので、ちょっと検討してそこに付け加えてください。

委員長            どこ？

F 委員            25ページの(2)の所だと思うんですけどね。入れるとすれば、

委員長            (2)というのは障がい児と学校教育の所ですよ。どこにどう入れるかな。

F 委員            中身としては、前の原稿の中身をそこに入れたんですけども、統合教育という言葉は確かに削られちゃったんですね。ハードしか書いてないので、もうちょっとソフトというか、その部分のテーマの中身についてちょっと記述したらいいのかなと。

委員長            N委員、記述しましょう。そこにお任せしますよ。小学校の方の部分についてはK委員。

K委員            統合教育という言葉は入れなくても、両者の面から文章で書けばよろしいということですよ。

委員長            よろしいですね。それぞれいいですか。それで中学校ですけども、ちょっと時間の関係があるのでとりあえずサッと説明だけして、23日の日に備えてください。中学校で注目すべきは、これは前の元々の原稿が中学生の現状というのをちょっと付け加えて、学校の現状として、小学校の所と形を同じようにしてみたわけです。ですから元々の、ここはP委員がお書きになった部分なんですけども、少し組み替えをしたということですね。P委員、ご自分の原稿をこう組み直したのをご覧になっていかがですか。

P委員            最初から5行目ぐらいですか。これについては現状で、前のやつには背景という取り巻く環境とかがあってあったんですが、その部分が一方からの部分については家庭であるとか、保護者のそういう過大な期待であるとか、そういった部分で子どもたちの部分と、そしてその取り巻きの部分ということで入れたと思います。そういう風にして捉えていると思います。

委員長            これはこれでよろしいですか。

P委員            前の正副委員長会議の時に、前の時には割りとアンケートであるとか、いろんなものを使って一応書いたんですけども、これにも一部引用して、あとは背景部分についてはこんなことも考えられるという風にして、なりました。というかなってます。

委員長            前のやつは、これ、あれですよ。さっき出た何人生徒がいるとかという

数字ね

K委員 小学生と中学生の数字ですか。小学生と中学生、この前の新聞に出ていました。

委員長 あとで入れましょうね。入れるだけのことですからね。そうしましょう。そういうことですので、ちょっと中学の部分をみなさん、じっくりお読みいただいて、ご意見をください。それから高校です。これも高校の現状、高校生の現状でいこうかなと思ったんですが、なかなか高校生の現状というのは難しいと。小中のように書きにくいということで、高校の現状というところからスタートいたしまして、このような記載をしましたが、この間のところの項立ても、どうですかね、E委員。少し削ったり、少し加えたり。私が気づいたのは17ページで、『様々な理由で、自主退学してしまう生徒が1年間で1クラスを超える学校』って、これは人数が1クラス分という趣旨ですよ。

E委員 そうです。40人を超えるということですよ。

委員長 だからそのようなことですよ。例えば、非行の場合は、停学3回でダメになっちゃうということですよ。非行という表現、これがなくて、非行というとまた別な意味があるので。停学なんていうのはタバコを吸ったりしただけでも停学になるんですよ。あれは非行ではないわけだから。そうすると一般的には3年間で停学処分は2回が限度というだけで、わかるんじゃないですかね。

E委員 わかるとは思います。非行というのは確かにね。

委員長 それと『学校からはみ出した子どもたちは、新しい形の非行に足下をすくわれやすいようです。』という、これは何か根拠がありましたか。

E委員 これはどなたがおっしゃっていたんですたっけ。覚醒剤とか、援助交際の話がございましたよね。ドラッグの話とか。それで僕も聞いてみたんですよ。協議会、いろいろな補導をするような、その話もちょうと聞いてみたら、こういう話も。教護協会ですか。こういう話が出てきていたんですよ。ちょっと書いてきました。

委員長 いいですか。学校からはみ出した子どもたちが新しい形の非行で援助交際とか、覚醒剤とか脱法ドラッグに入ってしまうことが危惧されますとかっていうレベルならともかく、足下をすくわれやすいという風にまで、我々責任を持って言えるかな。そしてそのあとで『実態はなかなか把握できません。』と。ですからそういうことが危惧されるというような、実際にそういうケースもあるんでしょうし、しかしそれが実態が把握されていない中で、『足下をすくわれやすいようです』というのはどうかなという感じがしたんですけどもね。

E委員 学校からはみ出した子どもたちの存在をどう捉えるかということになる

と思うんですけども、2つの学校の先生に聞いたんですね、この件に関しては。ある学校の先生は覚醒剤とかそんなのは高校では当たり前だみたいなことをおっしゃった先生もいるんですね。ある学校ではそんなことはまずないだろうという返事もあったんですね。僕としては実態がなかなか把握できませんという、こういう文章にせざるを得なかったんです。

委員長           だからそういうことだとするならば、そういう『学校からはみ出した子どもたちがそちらの新しい非行といわれるものになってしまうことが危惧される』というあたりのところにおきましょう。

E委員           はみ出したというのが。

委員長           言っていて、何かちょっと違和感を感じましたね。何てしましょう？

C委員           自主退学を迫られた子はとか、その中にはとか、同じように使えばいいでしょう。

委員長           自主退学を迫られてしまうようです。そのような子どもたちはとかっていう風に。

E委員           実際には退学しちゃうと行き場がなくなってしまって、そういう風に暴力団の資金源の小間使いになっているような現状というのは確かにあると思うんですけど。表現を変えるならば。

委員長           学校からはみ出した子どもたちという表現ではなくて、前の『自主退学を迫られてしまうようです』ということを使ったので、『自主退学をした子どもたちは』というのもちょっと。学校へ行けなくなった子どもたち？その方がいいかな。じゃあ、自主退学を迫られてしまう。そのような子どもたちはっていうのは。新しい形の非行は、これこれのような新しい形の非行にいつてしまう危険性がとか、危惧されますとか、そういう書き方にするね。あと不登校と中途退学の所の『何々のようです』、『ようです』という、『4割近くが中途退学につながるようです』。これ、E委員のフレーズかなと思うんだけど、けっこう『ようです』『ようです』と言っちゃう部分が多くて。これを言い切ることはできませんかね。だって例えば『道内は7.5人と全国最低のようです』って、これ、最低なのか、そうでないのかということぐらいははっきり言えそうに思うんですけど。『全国平均が18.2人で、道内は7.5人と全国最低』じゃないんですか。

E委員           新聞記事では最低と書いていました。これは確か道新の記事だと思うんですけど。

委員長           文科相の調査ですね。

E委員           それをとった道新の記事ですね。

委員長           『最低です』でいいんだよ。『長期欠席をしている子どもの4割近くが中途退学につながっています』とは書けませんか。

E委員           いや、書けますよ。この前の時にはあまり断定はしない方がいいというよ

うな話があったので、ちょっとそういう表現をとっただけですから、別にかまいません。

委員長 数字まで挙がっているからね。それと似たようなのがいじめの所について、『学校がいじめをどのように知ったかについては「いじめられた児童生徒からの訴え」が最も多いようで』は多いんですか？

E 委員 多いんです。

委員長 いんでしょ。『最も多く』さ。『最も多く、北海道はこれこれこれ』と。学校がどのように知ったかについては最も多くか。発生は真ん中辺だということですね。あとは5日制の実施と生徒会活動。これは大変タイトなことになって、難しいことになってきていると。高校生のお三方、どうですか。この高校の現状というのを今日見てみて、どんな感じを持ちます？こんなものかなという感じ？Q委員、どうですか。この高校の部分の記載というのが何か妙なところがありますか？

Q 委員 いや、ないと思います。

委員長 H委員、どうですか？

H 委員 北海道にも高校というのはいろいろ種類がありますので、私の通っている学校とは、私のビジョンでは大きくかけ離れた環境があると思います。大きく環境が違う学校もあると。例えばうちでは中途退学をする生徒は1人もいないし、それから16ページの2番、『学力信仰と校則』の『学校では7時間目授業・放課後講習・零時間講習・土曜講習など進学校や進学コースに在籍する生徒は時間に追われて汲々とした生活を強いられています』とありますが、そんなに汲々としていませんし。

委員長 汲々としていない人はいいんだ。少しでも汲々としている人がいるということが権利侵害だからね。権利のことを考えるなら、常に少数者のことを考えなきゃいけないということがあるから。I委員はどうですか？ちょうど高校生3人いるから。高校の現状から始まって、今高校のことを聞いているんだけど、書いてあることでおかしいと思うようなことはありますか。

I 委員 その通りだと思います、これは。いろんな高校がありますので、うちの学校としてはもう7時間目授業、放課後講習と追われているところでございますので、もちろんこんな状況に置かれている高校でございます。

委員長 こんな状態になっている高校が大変困っている。権利侵害だということで。わかりました。じゃあ、進めましょう。あと体罰につきましては、これは実際に統計とかがあるようでいて、とてもこの実態を反映した統計とは思えませんので、体罰がどの程度行われているかについては信頼できる統計はないけれども、あることだけは間違いのないというような前ぶりを付けて書きたいと思うんですけども。それから教師たちの現状でございます。ここは前からF委員がずっと書いていて、それでF委員、19ページの頭から3行目の『目

玉だったはずの「総合的学習」が、いつのまにか「基礎学力だ」とその一貫性のなさは教師たちを疲れさせています。』とありますよね。この総合学習がいつの間にか基礎学力だという意味が、これを初めて読んだ方は多分わからないだろうと思うんですが。

F 委員           そうですね。と思います。総合教育というのは指導要領が改定された時に目玉だったんですよね。でも国際的な調査が発表されたら、文部大臣が今度は総合的学習を削ってでも、基礎学力を充実させると。もっと競争をとという風になってきているんですね。それを書けば書けますが、短い言葉で書くところなんです。そこは少し直してもいいと思います。それから部活のところですけども、これは苦労して直していただいたんだと思うんですけども、ちょっと私が気になったのは『多くの生徒の希望や保護者の願いに応える熱意ある先生』ってありますよね。これ、部活をやってない人は熱意がないという風に受け取られかねないので、様々な授業があって部活を担当していない先生もいるんですよね。ちょっとこの表現は少し変えた方がいいんじゃないかと思います。

委員長           熱意を取りますか？取ればいいっていうものでもないのかな？保護者の願いに応える先生を中心に。P 委員、これ、熱意という言葉でなく。

P 委員           できました。『中学校の「部活」は、多くの生徒の希望や保護者の願いに応える先生の努力によって支えられています。』

委員長           やっぱりお上手ですね。

P 委員           ありがとうございます。

委員長           先生の努力。熱意というよりも努力。努力もいろんな努力がございましてからね。じゃあ、これで決めましょう。

C 委員           その19ページの上の所ですが、書き方があれなんです、確かにこんな風に『「学校五日制」は「ギチギチの時間割、スカスカの内容」』と言っている人もかなりたくさんいますけど、ただ一応は教育委員会も一緒にやっているということもあって、別に教育委員会の肩を持つというのではなくて、いろんな表現であまり厳しく書かない方がいいのかなと。確かにこういう風と言っている人はかなりいますから、それが事実のことも多いですから。ですからいつの間にか総合学習よりも成績をよくした方がいいだろうと。それはそれでいいんですけど、『その一貫性のなさは教師たちを疲れさせています』というか、『そんなことで疲れている教師も多く』とか『教師の中にはそのような発言をする教師もたくさんいます』とか、そんな表現がいいのかなと思ったんです。それから『なによりも学校に拘束する時間の長さは子どもも教師自身もこれで疲れる』という表現の、そんなことで『話す教師も大変多くいます』とか、そんな風な意見が教師からたくさんあったよということの表現の方がいいだろうと。あまり決めつけない方がいいかなと思っています

が。

委員長 『ギチギチの時間割、スカスカの内容を学校に押しつけています』という言い方も、そうでないという人もいるかもしれない。評価の所はなかなかそうでないという人もいるので断定をすることの難しさというのがあるので、ちょっと考えましょう。考えてみましょう、その表現はね。特にこのあたりはデリケートな反応が。対応しないといけませんので。懇談会ではとか、そういう風にすると。それと19ページの所の『保護者の批判は時として批判を越えることがある』という、ここはあえてF委員がこういう風に変えたんですよね。『批判は時として批判を越える』というのはわかったような、わからないような。『批判を越える』というのは何なんだということになるので、これは『批判は時としてエスカレートして』とか何とかというような言葉でちょっと工夫したいと思います。

P委員 これの方が多少曖昧でいいんじゃないですかね。エスカレートしてというより。

委員長 『批判は時として批判を越える』って、批判は時として批判じゃなくなるの？って。どっちを越えるのかしらって。

F委員 ここは最初『批判は時として非難・攻撃』って書いたんですよ。でもそれは教師のサイドから見るとそういう風に見えるんですけども、ちょっとその表現はまずいかなと思って『批判を越える』と書いたんです。変えてもいいです。かまいません。

委員長 日本語って難しいですね。一言間違えるとえらいことになるし。言葉を大事にいたしましょう。あとは地域・福祉。意外と私が読んで安定しているのが、この地域・福祉の記載ではないかと。ここが意外と安定しているのではないかと思うんですが。どうでしょうか。ここはR委員とO委員のところで、放課後の子どもたち、それから留守家庭の子どもたちを料理して、まとめていただいたんですよ。ちょっとO委員、簡単なコメント、どういう視点でというあたりを。

O委員 当初児童会館、それから学童保育というくくりで、それぞれR委員と私の方で分担して書いたんですけど、類似している点多々あるということで、一度はくっつけたんですが、前段2番目の項目で学校ということがありまして、それを受けて3番目地域・福祉等ということになると、3番目のところの下に3行付け加えたところが要するに学校以外での子どもの生活している場面も、非常に子どもの権利にとっては大切な場面じゃないかということで、3行ほど付け加えさせました。そうなると児童会館というくくり以外でも子どもたちが過ごしている場面は非常に多いものですから、そういうことで前段では児童会館のことを多く書いていますけれども、後段の方で札幌市では少年6団体という活動している場が非常に多くありますので、そういっ



たところもちょっと付け加えさせていただきました。ただ2番目の留守家庭の子どもたちということで、そこには児童会館ですとか学校施設方式の児童育成会ですとか、民間施設方式の児童育成会だとかというくりで、放課後の子どもたち、留守家庭の子どもたちという表題に変えさせていただいたところです。こんな感じでしょうか。

R委員 放課後の子どもたちという表題になったことで、もしも付け加えることができるのであるならば障がい児の教育の問題が盛んに出されてくるようになって、すごくそこで気になっていたんですけれども、障がいのある子が放課後地域の中で遊べないという実態が、ちょっと資料がもう7、8年前の調査で、全道的な調査しか、数しかないもので、そのところで使えるかどうかということがあるんですけれども、実際に遊ぶ相手は親であったり、兄弟であったりという数が多いんですね。それから1週間のうちに外で1回も遊ばなかったという子どもが50%を超えるぐらいいるという数字が全道調査なんですけど出ているんですよ。そういう意味ではやっぱり障がいのある子どもたちの放課後の生活が保障されていないという実態をどこかに入れておきたいというのが希望としてあるんですけど、増えることになるのでちょっと嫌がられるかなと思うんですけど。

委員長 今の問題は障がい児のところに書くよりはこっちに書いた方がいいよね。放課後の子どもたちの中に、今R委員のおっしゃったことを少し入れたらどうでしょう。そのところちょっと入れていただけますか。3行とか、4行とかでね。はい、そういうことでございます。それから児童養護施設。これもだいたいまとまっていいいんじゃないかなという感じがしてますけども、特にあとの先生、コメントはございませんか。

M委員 先ほどG委員がおっしゃっていたことを最後の方に、施設の中での2次被害みたいなことが起きてはいけないということを付け加えておこうかと思えます。

委員長 じゃあ、お願いします。2、3行でお願いします。それから地域と子どもになります。ここもまあまあ。これはC委員とB副委員長が書いたものを合体したようなものなんですけどもね。特にコメント、ありますか？いいですか。はい。それで障がい児のところについては先ほどあれですよ、障がい児の学校教育の中に統合教育の記載を。これはF委員にお願いしてよろしいですか。そこをちょっと付け加えていただきましょう。ここにも入れて、K委員の所にも。両方でちょっと。ちょっと時間がなくなってきたので急ぎましょう。あと(6)の先住民族であるアイヌ民族の子どもたちについて、それから外国籍の子どもたちについてというあたりの記載が前のやつ、これはN委員が書いたやつなんですよ。

N委員 (2)はC委員が書いてくださった所を加えてあるというか、私の所が削

られて、少しそういう感じで加えています。難しいのはこの項目立ての整理がどうなのかという問題と、現状と課題がかなり混在してしまっているというところですね。課題の所では実はマイノリティーという言葉が突然出てくる感じになっていて、私は前にマイノリティーという項立てを大項目で掲げて個別にこう入れていったという経過があって、そこはもうお任せしますが、今日はちょっと理論不足、マイノリティーという言葉とか、在日コリアンという言葉聞き慣れないという意見がけっこう出ていたということで、参考資料をいくつかお配りしております。あとでお読みください。パンフレットが2種類、分厚い、日弁連の今年の3月のパンフレットにマイノリティーグループの子どもの権利保障と観点というのが9ページに出てきます。それからもう一つの束というか、国連市民的政治的権利に関する国際規約というところで、人権規約の中でどういう風にマイノリティーという言葉が使われているかということ意識していただきたくて27条に、日本語に訳してしまうと少数民族となって、その少数という言葉があまり定義性を持たないので、英語で言うとマイノリティーです。やっぱり定義性を持った言葉として使いたいと思うんです。あとは弁護士会の宣言とかの中でどういう言葉で使われているかということで参考にしてほしいなと思いました。

委員長 前の所から今回の所で在日コリアンという言葉をあえて削っているんですけども、そういう言葉の、今N委員があげたような資料の中での使われ方を、別に使っていないんじゃないかと。それとかマイノリティーという言葉はもう、我々の弁護士会の感覚では当然人権規約に出ていて、そんな心配をする必要はないんだと。

事務局(課長) 在日コリアンというのは外国籍ですよ、もちろん。外国人登録されていますし、外国籍の子どもたちと、在日コリアンというのを分けて記述すると前はなっていたんですが、そうするとどうして韓国の方たちを分けて言う必要があるのかなと。

N委員 歴史的な経過が違うからです。端的に言うと。そしてやっぱり差別の実状があるというところで、少し特殊な部分があるので、そこを書き込むためにあえて別項目にしたんですね。

事務局(課長) それ例えば在日韓国人以外の外国籍の方からそれこそ非常に差別しているといいですかね、それはないですか、大丈夫ですか。そこがちょっと心配だったので外させていただいたんですね。それからマイノリティーの表現につきましては、今日お配りしている、市民からの意見の所をちょっとご覧いただきたいんですが、意見参加シートに寄せられたご意見の中で、11月7日の電話の所をご覧いただきたいのですが、この所で障がいのある子どもと少数民族の問題は別の問題であり、並列して記述すべきではないという意見があるんですね。そのマイノリティーの中に例えば障がいの方と、

少数民族ですとか、先住民族だとかを全部ひっくるめて、確かに法律的にはそういう風な形に入れてかまわないのかもしれないですけども。それと当事者たちがどう思うかという感情とは別なんですよね。この中間答申は非常に多くの方が読みますので、そこら辺を配慮して書かないと、法律論だけで書きますと非常に反発を招く危険があるということを考慮すべきだと思うんですね。

N委員           ここはもうご指摘の通りだから、誤解を避けるという意味であえて私はマイノリティーというくくりにはこだわっていないんですね。だから分離していいなと一方では思っています。

委員長           もう時間だから。そういうデリケートな問題があるので、みなさん、ちょっと次回までに検討をお願いしますね。それと条例の課題につきましては、これはもう私が書いてみました。これについてはもう、そんなにあまり自信がさほどあるわけではないので、みなさん、よく読んで批判してくださいね。この条例の課題というのは中間答申の結論でございまして、結論がこれでもいいのかということですので、それまでの所とは別にこれだけを読む方もいらっしゃるかと思しますので、そういう市民の方にこれでちゃんと伝わるかどうか、ご意見をお願いいたします。そうしましたら今日のところはもう9時半になりましたので、終わりにしましょう。それで次回は23日の6時からということ。

事務局(課長)   委員長、時間が多分長くなると思うんですね。6時からというと夜遅くなりますよね。昼からではダメですか？1時とか2時からですと。

委員長           お昼がちょっと具合の悪い方がいらっしゃるんですね。夕方、4時とか5時とか。

事務局(課長)   夜遅くなりますから、できるだけ早い時間から始めた方がいいと思うんです。

委員長           じゃあ、5時から始めるとなるとどうなるでしょうか、みなさん。1時から始めるとまずダメですという方は？2時だと？はい、3時？4時？5時だったら大丈夫かな？4時がダメな方は？じゃあ、4時スタートで、お二人が来るのをお待ちするという、待ちませんよ、待ってないで勝手にやっていますけどね。じゃあ23日の4時にいたしましょうか。23日4時からここでございます。

C委員           事務方に今日の原稿でいいですから、未来局とか、教育委員会とかに数字等とか事前に見てもらって、こんな数字の方がいいとか何かあれば先にある程度やってもらった方がいいのかなと思ったものだから、ちょっと確認だけ。

委員長           何をするんですか？

C委員           数字とかどうしてもこれだったら、札幌市のあれとだいぶ違うんだけどなとか、大きな所があれば、これは検討委員会の意見だからいいんだけども、

大幅に違っているところとかあればやっぱり整理しなければいけないところもあるのかなと思ったもんだから、その辺1回読んでおいてもらって事務局とちょっと相談してくれればありがたいなと。そういうことです。

委員長 それはもう我々の責任で資料に当たって数字をチェックする。別に教育委員会にチェックしてもらうことは。

C委員 いやいや、数字とか未来局とかでね、もう1回。

A副委員長 具体的に事務局でやってもらえると。

委員長 それはその通りですね。あとはよろしいでしょうか。はい。

J委員 すいません、前回の検討委員会の時に欠席していたので、もしかしらお話があったかもしれないんですけども、ニュースレターとかポスターなどみなさんに配布するような、検討委員会ではなくて、配布するようなものが出る時には検討委員会で一度見てから配布するという風にした方がよいのではないかと思うんですけども、2回目のニュースレターはいつ出る予定になっているのかももし決まっているのであれば、検討委員会の中で。もう出ているんですか？ すいません、見ていなくて。出る前に検討委員会の中で見てから配布する方がいいのではないかと思うんですけども。

委員長 検討委員会25人のあれで間に合えばいいんですけど、そうでない場合は少なくとも我々正副部長会議か、そういう機会、我々の何らかの目を通るようにいたしましょう、それはね。そしたら終わりますけれど、加筆したり、訂正する宿題のある方は土日でございますので、土日やって月曜日には未来局の方へ送っていただくということにいたしましょう。はい、長い間ご苦勞様でございました。はい、何ですか。

事務局(係長) 誠に申し訳ございません。各部会の方に真ん中の方に資料集を1組ずつ用意させていただきました。本当は人数分用意できればいいんですけど、量的にもものすごい量になるものですから、部会として次回までまたお預かり頂きたいんですけども、よろしく願いいたします。

委員長 じゃあ、終わります。どうもご苦勞様でした。